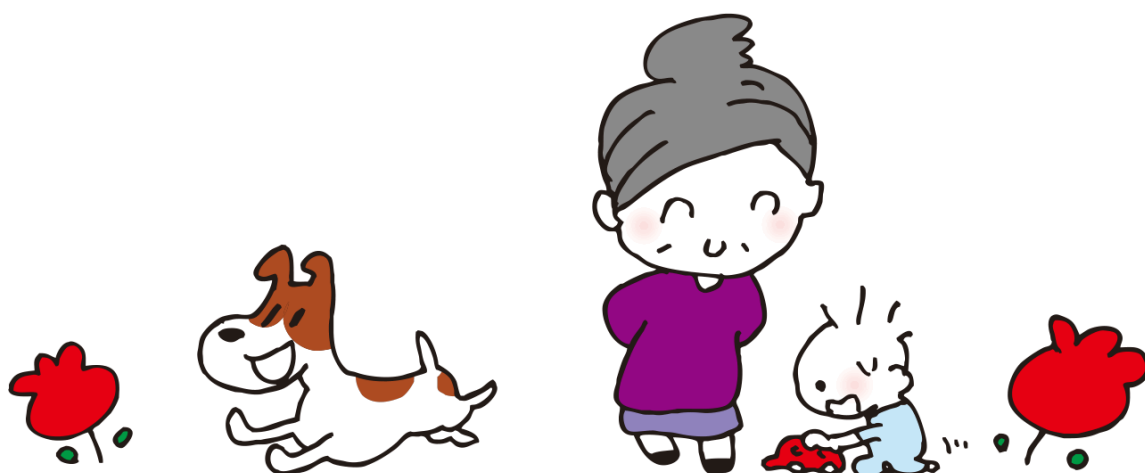


# 東京社保協第12回常任幹事会 資料集

2023年3月23日(木) 東京労働会館5階会議室



- 01～03 中央社保協第6回運営委員会議案
- 04 消費税廃止各界連チラシ
- 05 全日本年金者組合最高裁宛要請団体署名
- 06 天海訴訟東京高裁判決日告知チラシ
- 07～11 民医連統一地方選挙にあたっての訴え
- 12～14 都内自治体別国保料・介護保険料コロナ減免実績
- 15～20 生存権裁判東京関連資料
- 21～25 都内自治体別介護給付費準備基金
- 26～27 2023年度都内自治体別国保料動向
- 28～30 後期高齢者医療広域連合運営会議委員公募要項
- 31～33 社保入門テキストチラシと注文票
- 34～35 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名チラシ
- 36 介護署名国会提出行動日程
- 37～40 統一地方選挙候補者向け要請ひな型
- 41～47 マイナ保険証関連資料
- 48 地域社保協活動調査回答到達表
- 49～50 第53回東京社保協総会チラシ
- 51 第53期役員推薦のお願い



# 2022年度中央社保協第6回運営委員会議案

2023年3月1日(水) 13時30分～ オンライン会議

## 【出席確認】

### ○運営委員

白沢<山崎>(障全協)、日野(新婦人)、今井<宇野>(全商連)、西野(全生連)  
藤原(農民連)、民谷(福祉保育労)、村田(全教)、木田(年金者組合)  
五十嵐(医労連)、曾根(保団連)、梅津(共産党)、中本(国公労連)  
青池(自治労連)、柴山(医療福祉生協連)、久保田(民医連) 建交労

沢野(北海道)、高橋(宮城)、段(埼玉)、藤田(千葉)、窪田(東京)  
根本(神奈川)、藤牧(石川)、小松(愛知)、寺内(大阪)、楠藤(徳島)  
日高(鹿児島)

### ○事務局

林・大嶋(事務局)、上所(保団連)、山本(民医連)、香月(全労連)

## <報告事項>

---

- 別紙 活動日誌参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.01
- 別紙 情勢報告
- 共闘関係報告

## <トピックス>

- 各委員からの特徴的な報告

## <報告・確認事項>

---

1. 国保部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.02
  - ① 3月中に厚生労働省交渉
    - コロナによる国保の減免制度と傷病手当の継続について
  - ② 「安心できる国保のために」パンフの更新
  - ③ 国保入門連続講座の開催
    - 「安心できる国保のために」パンフの更新と全商連「国保提言2022」を活用
2. 介護・障害者部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
  - ① 3月29日(水)厚生労働省交渉
    - 第一号被保険者の負担拡大について・ケア労働者の待遇改善について
  - ② 5月22日(月)介護保険制度の改善を求める請願署名提出集会
    - 本署名はこの署名提出で終了
    - 集会後に署名提出行動を行います。

3. 中央社保協 オンライン連続学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.21
- 3月1日（水）農民連会長：食料・農業の危機打開へ～今何ができるのか～
  - 3月15日（水）大門みきし氏：消費税は社会保障の財源なのか
  - 4月5日（水）後藤道夫氏：社会的危機の歴史的背景と闘いの方向性

4. 社会保障誌 入門テキスト第2弾について

- 発行：2023年5月10日
- 内容などの紹介
- 申込み用紙の通達

5. 第50回中央社保学校の準備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.22

日時：2023年9月16日（土）～17日（日）

会場：岡山県・岡山市勤労者福祉センター

☆ 岡山社保協幹事会資料より引用

3) 第50回中央社会保障学校 from おかやま

①開催日：2023/9/16（土）・17（日）

②開催形態：ハイブリッド。ただし、リアル参集は原則として県内居住者のみ。県外居住者は原則としてオンライン参加。県外居住者等がリアル参集する場合、宿泊先の斡旋は行わない。

③リアル参集会場：岡山市勤労者福祉センター 体育集会室、第3会議室、大会議室

④内容

\*1日目：9/16（土）PM

- ・NPO朝日訴訟の会・則武透会長による講演
- ・特別報告×\*本

\*1日目：9/17（日）AM

- ・社会保障入門講座

\*同PM

- ・シンポジウム（パネルディスカッション！？）〔別紙21〕

<協議事項>

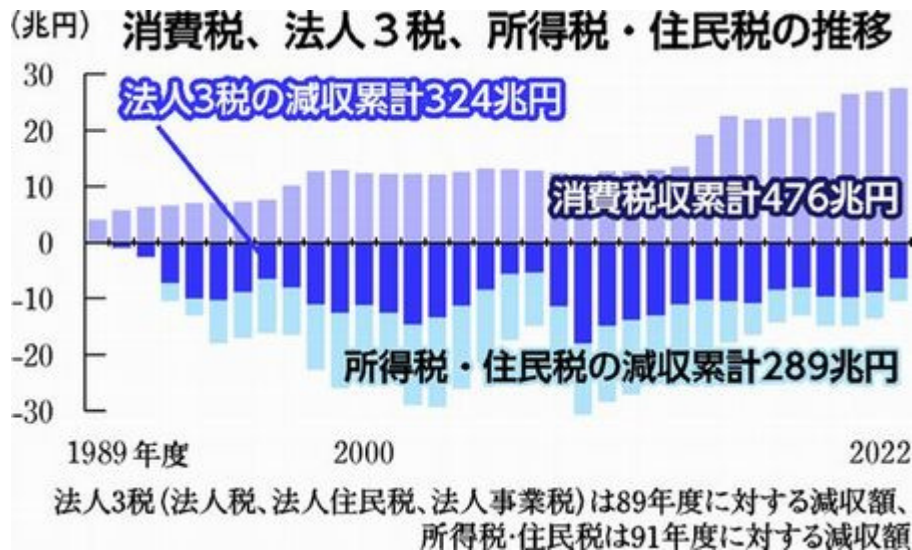
---

1. 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名の推進に向けて・・・・・・・・P.23

① 署名用紙第1弾として、20万枚～30万枚印刷（1枚3円）

② 今国会中（6月）に国会行動を実施

- 改めての決起集会、賛同議員や各団体、各地からの決意表明の場として
- 日程は6月を想定しているが・・・通常国会150日として6月21日まで？



## 2. 第67回総会に向けて

- ① 日時：2023年7月5日(水) 10時から16時
- ② 場所：全労連会館2階ホールおよび、オンラインZOOM
- ③ 骨太の方針2023が出た直後であるため、記念講演などを行い、情勢分析などを行う。  
講師候補：岡崎祐司先生など

## 今後の予定

- 
- 3/1 第7回運営委員会・オンライン学習会「食料・農業の危機打開へ」
  - 3/2 75歳以上医療費窓口負担2割化反対4団体打ち合わせ
  - 3/3 社会保障誌編集委員会
  - 3/6 社会保障入門テキスト事務局会議
  - 3/7 全国介護学習交流集會事務局会議・社会保障入門テキスト会議
  - 3/8 第8回介護・障害者部会
  - 3/13 第50回中央社保学校現地打ち合わせ・関東甲ブロック会議・次長会議
  - 3/14 巣鴨宣伝・北信越ブロック会議
  - 3/15 東海ブロック会議・オンライン学習会「消費税は社会保障の財源なのか」
  - 3/20 北海道・東北ブロック会議
  - 3/22 中国ブロック会議・年金院内集会
  - 3/23 マイナンバー制度反対連絡会省庁要請・国会行動
  - 3/24 消費税各界連絡会合同宣伝・九州・沖縄ブロック会議
  - 3/27 国保部会・四国ブロック会議
  - 3/29 署名提出行動
  - 3/30 近畿ブロック会議

## ◆2022年度運営委員会日程(第一水曜日を基本)

# インボイス制度は中止・延期に！ 消費税減税で物価高対策を

## インボイス制度で電気代が上がる!? 負担押し付ける制度やめろ

消費税のインボイス制度が、消費者負担の増加につながる事が明らかになりました。

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT 制度）は再生可能エネルギーを電力会社が一定期間定額で買い取ることを保障する制度です。

しかし、今年10月以降インボイスを発行できない取引先（再生可能エネルギー発電事業者）から電力を購入した電力会社は今まで認められていた消費税分の仕入税額控除ができなくなります。損失は年間約116億円と試算され、その分を穴埋めするために電気代（賦課金）が引き上げられる可能性が指摘されています。

インボイス制度の実施でさらに電気代が上がることなどともありません。すべての国民に影響が及ぶインボイス制度は中止せよ！の声を一緒に上げましょう。

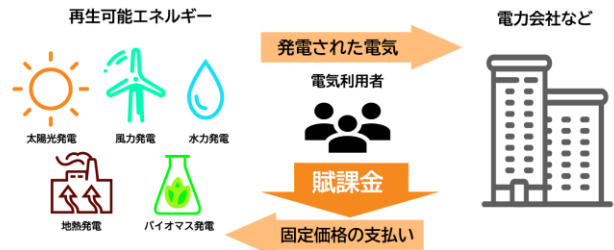
## 消費税は物価高騰に効果ある政策

電気代をはじめ、食品や燃料費、ガス代などあらゆるものの値段が上がり続けています。効果的な物価対策を早急に実施すべきです。

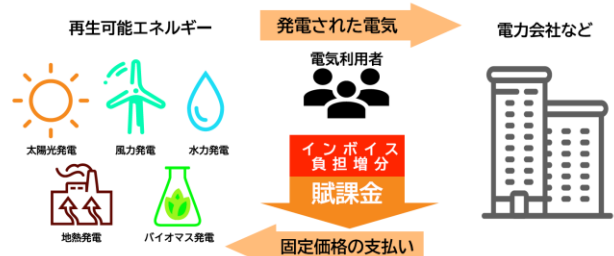
海外では食品や電気代などの付加価値税（消費税）を引き下げて、負担軽減を図っています。食品の減税を実施した国では、所得の多くを食品の購入に使う低所得者層に恩恵が及んでいるという調査結果も発表されています。

日本でも消費税を減税して、暮らし、営業を守るべきです。

### 固定価格買取制度のしくみ



### 売電する取引先がインボイスを発行できないと…



## 付加価値税減税 各国の取り組み

### ベルギー

野菜、果物、医薬品、おむつなどの衛生用品、公共交通機関に対する付加価値税を0%に削減  
電力、天然ガス、水道、家庭用暖房器具の付加価値税を税率を21%から6%に減税

### スペイン

野菜や卵など主食の付加価値税を4%から0%に減税  
パスタ、調理用油の付加価値税をを10%から5%に減税

### モザンビーク

砂糖やサトウキビ生産を含む砂糖精製産業、食用油・せっけんに由来する製品を17%から0%に減税

## 消費税廃止各界連絡会

東京都豊島区目白 2-36-13  
全商連内  
電話 03 (3987) 4391  
FAX 03 (3988) 0820



YouTube で消費税  
動画を配信中です。

# 私たちは大法廷での審理を求めます

## ～「年金引き下げ違憲訴訟」の公正判決を求める要請書～

現在、年金引き下げ違憲訴訟が貴裁判所に係属しています。

本件は平成24年改正法によって、いわゆる「特例水準の解消」を口実に、物価スライド以外の理由で初めて公的年金の支給額を2.5%減額したことの違憲性が問われている事案です。

国は、当事者である年金生活者の意見を聞かないまま年金の種類、年金受給額の高低、所得の高低に関係なく一律に減額を強行しました。そのため、低年金額の人ほど生活に与える影響は深刻です。とりわけ女性の場合、構造的に低年金受給者が多いため、年金減額による打撃は一層大きいものとなっています。

年金は「老後を生きる命綱」です。その年金を意見も聞かないで一方的に引き下げるとは、憲法25条、29条に反するものであり、決して許されません。そこで、私たちは、やむにやまれぬ思いから、2015年以降、全国39の地方裁判所に提訴し、原告数は5297人にのぼっています。

これまで、全国の裁判所で、原告本人、学者、現役労働者など多数の尋問が行われ、それぞれの立場から、今回の年金引き下げの問題点を指摘し、若者も高齢者も安心して生活できる年金制度を樹立することの重要性を指摘してきました。

しかしながら、これまで言い渡された地方裁判所と高等裁判所の判決は、私たちの請求を却下する不当なものでした。これらの不当判決は、いずれも堀木訴訟における1982年7月7日最高裁大法廷を無批判に引用して、立法府の広範な裁量を認め、年金引き下げによる生活への深刻な影響という事実に向き合わないものでした。また、社会権規約に基づく国際的な人権水準を裁判に適用することを否定するものでした。これでは、人権侵害の訴えに対して、立法の憲法適合性を審査するという裁判所の責任を回避したものといわざるを得ません。

私たちは、年金受給者の生活実態を無視した「問答無用」といわんばかりの年金引き下げに対して、裁判所が憲法に基づく判断を示すことによって、年金引き下げの流れを変えたいと願っています。そのことは、誰もが憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることのできる年金制度の確立につながるものです。

私たちは、貴裁判所が、本件を大法廷で審理し、統一した判断を示すことを求めます。審理においては、年金引き下げによる深刻な権利侵害の事実を直視し、独立した立場で国の主張を吟味した上で、正しい憲法判断を示すことを求めます。

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

連絡先



**全日本年金者組合中央本部**

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔ビル4階

TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777

天海訴訟

# 障害者の尊厳と人権は守られるか！

3月24日(金) 東京高裁 判決

天海正克さん(千葉市在住)は自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助など障害者福祉制度を活用して、毎日元気に生活し、また社会へ参加していました。ところが65歳になり千葉市は介護保険の申請をするように迫りました。天海さんは「私は子供のころからの障害者。65歳になったからといって何も変わっていない。社会参加を前提とした障害者福祉を引き続き使いたい。無料だった利用料が介護保険になると毎月最低でも1万5千円かかり年金生活が苦しくなる」と拒否したところ、市はすべての支援を打ち切りました。天海さんは市のやり方は憲法や障害者権利条約、障害者基本法などに違反するとして千葉市を訴えました。

第一審千葉地裁は「社会保険である介護保険を申請するのが国民の義務」として天海さんの訴えを退けました。天海さんは「自助・共助・公助」は憲法、法律に定められた原理ではなく、不当判決だとして東京高裁に控訴しています。3/24 判決が出ます。傍聴に来てください。皆様のご支援をお願いいたします。

裁判前で訴えを行います。※時間が変更になりました

午後 12 時半 (変更) 裁判所前で集会

参加申込  
QR コード



2 時開廷 (変更) 判決 101 号法廷(1 階)

傍聴席は 80 席 (コロナ制限ない場合) ですが、超えた場合は抽選になります。

コロナ感染には十分ご注意ください。

4 時 00 分 判決報告集会：衆議院第 2 議員会館 第 1 会議室

コロナ感染拡大のため、報告集会はオンライン配信を基本とします。

報告集会の様子を中継します。手話通訳付き。

参加申し込みアドレス <https://forms.gle/CjrBWXk1cK51wpXp9>

傍聴された方は、一駅ですが地下鉄で移動します。会館入り口で支援する会担当者から入館証を受け取ってください。



## 天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222  
幕張グリーンハイツ 109 障千連内  
TEL-FAX: 043-308-6621 <http://amagai65.iinaa.net/>  
amagaisoshou@gmail.com  
東京事務所：〒160-0072 東京都新宿区大久保  
1-1-2 富士ビル 4F  
TEL: 03-3207-5621 FAX: 03-3207-5628

## 衆議院第 2 議員会館

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車  
1 番出口または  
2 番出口 (エレベータ有) から徒歩 5 分  
または地下通路で議員会館へ

## 2023年4月統一地方選挙にあたって、民医連は訴えます

憲法を生かし、人権と平和が守られ、一人ひとりが個人として尊重され  
安心して住み続けられるまちをめざして

2023年2月17日 第45期第12回全日本民連理事会

はじめに

2020年から続くコロナ禍の下で貧困と健康格差が激しく拡大しています。そのなかで、政府・与党は、大軍拡と増税、改憲に突き進み、社会保障や生活とくらしはいつそう切り捨てられようとしています。また、「住民の福祉の増進を図る（地方自治法）」本来の役割を果たし、いのちと健康・生活とくらしを守る砦となるべき地方自治は、政府の新自由主義政策の下で大きく変質させられてきています。地方制度調査会報告（2020年）や自治体戦略2040構想研究会報告（2018年）等に基づき、地方自治体の役割は「公・共・私」が協力し合う場（プラットフォーム）をつくることに置かれ、いのちと健康、生活とくらしにかかわる基礎的な事業さえ直接には行わない地方自治体に変えられつつあります。

私たちは、2023年統一地方選挙にあたり、憲法を生かし、「住民の福祉の増進を図る」地方自治本来の役割に立ち返り「いのちと健康・生活とくらしを守り、安心して住み続けられるまちづくり」をめざし、また、「住民を守る砦として国に対して提言できる地方自治」をめざして、「民医連の基本要求」を發表します。

### 1. いのちと健康、暮らしを守るまち

#### ① コロナ禍からいのちと暮らしを守る

- ・発熱や新型コロナウイルス感染症感染が疑われる症状があるとき、すぐに受診、検査できる医療提供体制を確保すること。受診に係る情報は、ホームページ掲載だけでなく、すべての住民に行きわたる方法で周知すること。
- ・クラスターが多発する医療や介護、福祉の現場で働く従事者を守り、感染対策及び財政支援により医療や介護、福祉提供体制を守ること。
- ・ワクチン副作用被害者の救済に向けて、自治体として、相談窓口の設置、相談できる医療機関の確保と周知を行うこと。コロナ後遺症に対応できる地域の医療提供体制をつくること。
- ・保健所を増設するとともに、その機能強化を図ること。
- ・医師、看護師を増やすこと。今後の新興感染症にも対応できるゆとりある保健・医療提供体制を実現すること。
- ・コロナ禍により困難となっている生活、営業を守る取り組みをすすめること。
- ・新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更については、専門家、医療団体や、現場の医療機関・介護現場の意見を十分踏まえ、拙速な移行は行わないよう、国に対し要望すること。

#### ② 受療権保障、医療・介護提供体制

- ・医療費の減免・無料化により受療権を保障すること。
- ・無料低額診療事業実施の医療機関を増やすこと。特に公立・公的病院で実施すること。同制度を院外処方の場合にも拡大するよう国に要望すること。それが実現するまでは、自治体として同事業利用者の院外処方の薬代を補助すること。
- ・マイナンバーカードの強制取得による健康保険証の廃止の中止を国に要望すること。
- ・国籍や在留資格の有無に関わらず、無保険や生活に困窮するすべての外国人への医療を保障すること。
- ・病床削減ありきの地域医療計画による公立・公的病院をはじめとする病院の削減、統廃合を中止し、住民の意見を取り入れて計画を作成すること。各地域の実情を踏まえた計画を尊重するよう国に要望すること。
- ・医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の処遇改善を行うこと
- ・在宅医療・訪問看護・訪問介護の安全対策のために、現在の診療報酬・介護報酬による複数訪問が困難な場合に、複数人での訪問経費の補助を実施して下さい。
- ・地域医療を支える医師、看護師など医療従事者が安心して働けるよう、病院内保育所運営への財政支援を強め、国に対しさらなる運営費補助の拡充を求めること。看護体制維持のため、24時間、休日・病児保育等への財政支援を行うこと。保育士の処遇改善を行うこと。



### ③市町村国保

- ・低所得の方や無職の方が多く加入している国保制度を守るために国庫負担の拡大を国に要望すること。
- ・国保料（税）は被保険者が生活を維持できる金額とし、子どもの保険料はゼロにすること。国保 77 条による保険料減免の適用を拡大すること。
- ・国保 44 条による一部負担金の減免の適用を拡大すること。
- ・短期保険証、資格証明書発行はやめること。
- ・国保や後期高齢者医療の広域連合の運営主体として、都道府県は、住民のいのちと健康を守る市区町村の施策を尊重し財政支援を拡充すること。自治体による法定外繰り入れの継続を認めること。
- ・コロナ禍で実施した傷病手当金支給を事業主にも拡大し、恒久的な制度とすること。
- ・国保加入者の出産手当金支給を実現すること。

### ④介護・高齢者施策

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した高齢者を施設に留め置くなど、高齢を理由にいのちをないがしろにする事態を二度と起こさないために、高齢者の人権、受療権を保障する医療・介護体制を構築すること。
- ・必要な介護提供体制をつくるために、介護保険財政への国庫負担の拡大を国に求めること。
- ・介護保険料は、被保険者が生活を維持できる金額とすること。
- ・介護保険料滞納者に対する画一的な給付制限は行わないこと。
- ・利用料負担は、利用者及び家族が生活を維持できる金額とすること。
- ・高齢化社会を支える十分な介護の提供体制をつくること。要支援認定者に対する総合事業の充実をはかること。そのために介護の働き手を増やし育てること。
- ・聴こえの支援、認知症予防にもつながる補聴器の補助を増やすこと。
- ・要介護認定者への障害者控除制度の周知、案内、申請援助を行うこと。

### ⑤障害者施策

- ・障害者及びその家族が十分な生活水準を確保できる支援を行うこと。
- ・障害者本人の負担能力に応じた医療費助成をおこなうこと。
- ・65 歳をこえても自立支援サービスを希望する場合には継続すること。
- ・行政、保健医療サービスを利用する際に点字、手話、Easy Read など利用しやすい形で情報を提供すること。

### ⑥生活保障・生活保護・生活困窮者への支援

- ・生活保護は権利であることを周知し、同意のない扶養照会はやめ申請しやすい窓口とすること。また、相談・申請者が同席者を希望する場合、その同席を認めること。
- ・生活保護担当ケースワーカーを増やすこと。
- ・生活保護利用者に対する差別的な施策をなくし人権・プライバシー権を守ること。  
生活保護利用者だけにジェネリック医薬品の使用を求めることは行わないこと。  
フードバンク利用時に収入認定することは行わないこと。  
日常生活に必要な自動車保有を認めること。
- ・人権を守る生活保護行政のあり方について、生活保護利用者、市民・住民とともに検討し報告書等の形で公表すること。
- ・生活困窮者自立支援事業の実施には地方行政が責任を持ち、委託する場合には直営で行なう場合と同等の委託費とすること。

## 2. 住民の福祉の向上を図り、多様性を認め合う文化を育むまち

### ①「住民の福祉の向上を図る」地方自治本来の責務を果たすこと

- ・いのちと健康、生活とくらしにかかわる基礎的な事業は直営で行うこと。  
災害時の医療、山間部やへき地、離島医療など一般の医療機関では不採算となる医療の提供は行政的医療として原則として公立病院で行うこと。  
上下水道事業の民間委託は行わないこと。
- ・「住民の福祉の向上を図る」ために必要な公務員を確保すること。

### ②憲法および国際的な人権規範に基づく地方自治を実現すること

- ・政治への女性の参画をすすめる、議会での女性差別をなくすこと。

- ・ジェンダー平等をめざし、パートナーシップ制度、選択的夫婦別姓の推進、性的指向と性自認に基づく差別や排除を禁止する条例をつくること。
  - ・優生思想や差別、著しい能力主義による人権侵害、ヘイトスピーチのないまちをつくること。旧優生保護法のもとで行政が関与したような人権侵害を二度と起こさないこと。
  - ・自治体デジタル化においてプライバシーを守り、自己情報コントロール権を保障し、個人情報を保護すること。
- ③地方自治における民主主義を守ること
- ・住民の声を十分反映できる議員定数を確保し、「効率化」を目的とした削減は行わないこと。
  - ・広域連携体を含む政策決定過程において住民の自治への参加を保障すること。憲法 16 条に定められた請願権を保障すること。
  - ・全国平均で 40 数%まで低下した地方選挙の投票率を高めること。
  - ・永住外国人の地方政治への参政権の実現をめざすこと。
  - ・地方政治・行政における旧統一協会などの反社会的勢力との癒着を断つこと。
- ④ギャンブル依存症など健康をおびやかすカジノ誘致は、いかなる地域でも行わないこと。
- ⑤東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（2021 年開催）は、招致過程や汚職、巨額の費用など様々な問題が未だに解明されておらず、そうした下で地元住民の合意もない冬季オリンピック・パラリンピックの誘致は行わないこと。

### 3. 子ども・子育てを応援、教育を大切にすま

- ①子どもの人権、一人ひとりの成長の保障
- ・国に対し、子育てや教育に必要な予算の大幅な拡大、教育費については少なくとも OECD 諸国平均の GDP 比までの拡大を求めること。
  - ・18 歳以下の子ども医療費を無料化すること。
  - ・子どもに関わるあらゆる医療・福祉制度、教育について所得制限を撤廃すること。国の制度についても、所得制限を撤廃するよう国に求めること。
- ②保育
- ・公的保育の拡充を図ること。保育料の無償化をめざし、国に対し必要な制度改善、自治体への財政支援を行うよう要望すること。無償化実現までの間、保育料の引き下げ、自治体による無償化を行うこと。職員が健康に働き、親が安心して子どもを託せる配置基準にすること。
- ③教育
- ・教員を増やし長時間労働を是正すること。
  - ・1 クラス 30 人以下の学級でのびのびと学べる学校にすること。
  - ・学ぶ機会を保障するために、高等教育の無償化、給付制奨学金の創設・拡充をすすめること。
  - ・低所得の家庭等に対し、こどもの学習環境に必要な通信費用を補助すること。
  - ・学校および家庭（親権者などによる）における虐待やいじめ、あらゆる体罰をなくすこと。
  - ・学校給食を無償化すること。
  - ・人権侵害の校則をなくすこと。
  - ・人権尊重と多様性、科学に基づき、自分も他者も大切にする権利保障をめざす包括的性教育を実施すること
  - ・学校のトイレに生理用品を常備すること。
  - ・障害をもつ子どものインクルーシブ教育実現を早急にめざすこと。並行して、現在、特別支援学校、特別支援学級で学ぶ子どもの学習環境の改善・向上のため、設置基準を満たしてさらに拡充するよう、国に対し国庫補助の引き上げを要求すること。
  - ・ヤング・ケアラーの実態を把握し、公的な介護により支援すること。

### 4. 人権と平和が守られ、誰もが安心して暮らせるま

- ①孤立を防ぎ一人ひとりを大切にする総合的な支援
- ・ひとり親世帯、高齢者世帯や単身世帯、障害者、障害者を家族に持つ家庭等への総合的で継続的な公的な支援体制をつくること。
  - ・社会保障制度を世帯原則から一人ひとりを支援する制度に変えていくこと。国の制度についても、国にその変更を求めていくこと。

## ②住宅

- ・住まいは人権であり、収入に応じて入居できる公営等の住宅を拡充すること。  
ひとり親家庭に対し、家族構成に配慮した部屋数の住宅を保障すること。
- ・虐待を受けたり、極度の生活困難などに陥ったりした場合のシェルターを拡充すること。

## ③交通

- ・障害者や独居高齢者等が生活していくために必要な交通手段の確保、バリアフリー化をすすめること。  
鉄道網の維持をはじめ交通権、移動の権利を保障すること。

## ④税制・経済政策、物価高対策

- ・いのちと健康・生活とくらしを破壊する大軍拡にともなう増税の中止を国に強く求めること。
- ・逆進性が高く、不平等な消費税の税率の引き下げを国に求めること。
- ・経済政策の軸を働く人の賃上げと雇用の確保、非正規労働者の均等待遇、中小企業支援の方向へ転換すること。
- ・物価高から生活・営業を守るための支援を行うこと。そのために必要な財政出動を国に求めること。

## ⑤防災・災害対策

- ・地域の災害特性に応じた防災・災害対策を強化すること。そのために必要な財政支出を国に要望すること。
- ・障害をもつ人や独居高齢者、ジェンダーに配慮した避難所を設置すること。安全な避難経路を確保し、周知・訓練を行うこと。
- ・被災者に対して生活再建ができるまで必要な支援を継続すること。

## ⑥脱原発・脱炭素・緑のあふれるまち

- ・国に対し、原発再稼働、老朽化原発の運転、原発の新增設の中止を求めること。
- ・東京電力福島第一原発事故により発生した汚染水については、その処理後であっても海洋放出をしないよう国に要望すること。
- ・温室効果ガスの排出を減らすこと、特に石炭火力発電所の増設は行わないこと。また、再生可能エネルギーの活用を広げること。

## ⑦平和・核兵器廃絶

- ・非核平和都市宣言を行ない、国に対し核兵器禁止条約の批准を求めること。
- ・「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こること」を防ぐために、憲法に基づき、国際紛争は武力によらず外交によって解決を図ることを国に強く求めること。
- ・沖縄県名護市辺野古での米軍新基地建設を中止すること。
- ・敵基地攻撃能力を有する自衛隊の基地及び軍備強化を中止すること。
- ・米軍および自衛隊のオスプレイ配備を中止すること。
- ・住民のいのちと健康をおびやかす米軍及び自衛隊の危険な訓練を中止すること。
- ・地方自治体は、自衛隊に対し、勧誘を目的とした住民名簿の提供を行わないこと。

以上

コロナ禍で貧困と格差が拡大するなか、政府・与党は大軍拡と増税、改憲に突き進み、社会保障や暮らしを切り捨てようとしています。このような時だからこそ、30 年来の新自由主義政策のもと、「住民を守る砦」という地方自治体本来の姿を取り戻す必要があります。

東京民医連は、4 月、5 月（足立区長・区議会議員選挙）に行われる統一地方選挙に、下記の要求を掲げて取り組みます。

## 1. いのちと健康、くらしをまもる

### ① コロナ禍からいのちと暮らしを守る

- ・新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 2 類から 5 類に引き下げ以降も、住民がいつでも安心して受診、検査できる医療提供体制の確立。
- ・保健所を増設し、最低、1 自治体に一つの保健所にし、保健所機能を強化する。

### ② 受療権保障

- ・すべての自治体で所得制限、一部負担なしで 18 歳までの医療費無料化にする。
- ・利用しやすい国保 44 条にし、困窮者の医療費減免しよう。
- ・国庫負担拡大を国に要望し、国民健康保険制度を守り、国保料を引き下げる。
- ・国民健康保険料の子どもの均等割りをなくし、子どもの保険料ゼロを実現する。

### ③ 「介護の社会化」という本来の目的に立ち返り、すべての高齢者の介護を受ける権利の保障

- ・介護保険料を引き下げ、利用料負担軽減しよう。
- ・コロナ禍で窮地に陥った介護事業所への財政支援を都や国に要望して、介護事業所を守ろう。
- ・介護従事者の処遇改善、確保・育成をすすめる。

### ④ 人権を守る立場で生活保護行政のあり方について利用者、住民とともに検討しよう

- ・申請しやすい窓口対応、申請者の希望する同席者をみとめる。

### ⑤ 住民のいのちと健康を守り、安心して住み続けられるまちづくり

- ・「住まいは人権」として、公営住宅を拡充する。
- ・聴こえを支援する。すべての自治体で補聴器補助制度を実現する
- ・「PFAS」による土壌・地下水汚染の実態と原因、健康への影響を究明する。
- ・パートナーシップ制度や性的志向や性自認で差別をなくす条例を制定し、ジェンダー平等をすすめる。

## 2. 子ども・子育てを応援するまち

### ① 8 つに自治体に広がった学校給食無償化をすべての自治体で実施する。

### ② 高騰教育の無償化、給付型奨学金の創設、拡充し、希望者すべてに高等教育を受けられる施策を。

### ③ 公的保育を拡充、保育料の引き下げ

### ④ ヤングケアラーの実態把握し、公的介護による支援する。

## 3. 平和のうちに暮らせるまち

### ① 戦争につながる大軍拡と生活破壊する増税の中止を国に要望する。

### ② 非核平和都市宣言をし、国に核兵器禁止条約批准を国に要望する。

### ③ 原発に依存することなく、温室効果ガスの排出削減し、未来世代に引き継ぐ。再生可能エネルギー活用して、地産・地消のエネルギー政策に切り替える。

以上

<新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免>

保険者名	令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分		令和4年度分	
	減免決定世帯	減免決定額	減免決定世帯	減免決定額	減免決定世帯	減免決定額	減免決定世帯	減免決定額
千代田区	209	7,353,392	250	43,850,459	102	14,830,050	5	1,265,509
中央区	737	28,293,162	1,463	263,345,716	496	89,841,713	60	12,457,034
港区	1,141	43,965,018	1,456	282,323,138	538	91,112,141	57	9,814,702
新宿区	3,518	114,934,326	4,386	749,487,902	1,917	303,173,305	270	49,843,089
文京区	1,884	74,159,785	2,409	395,094,512	1,322	202,642,840	9	115,467
台東区	2,232	86,958,631	2,536	486,293,109	785	137,571,977	89	15,298,501
墨田区	1,582	58,326,694	1,892	356,546,942	763	130,621,528	137	26,787,218
江東区	3,157	129,380,306	4,078	810,464,678	1,137	221,188,449	133	27,226,759
品川区	1,504	61,367,416	2,010	388,078,140	585	99,024,882	73	14,161,852
目黒区	1,827	53,049,820	2,189	400,098,192	905	152,275,400	167	28,704,254
大田区	2,114	89,001,204	2,657	536,831,682	573	98,850,534	106	21,469,239
世田谷区	2,586	110,785,212	8,186	1,570,125,701	1,753	331,558,559	180	34,834,236
渋谷区	984	32,725,118	1,221	215,482,019	445	76,276,665	77	13,169,311
中野区	2,193	72,943,748	2,543	456,454,563	1,212	195,509,579	138	27,712,197
杉並区	2,138	70,115,034	2,575	494,638,820	1,211	196,936,331	181	30,283,306
豊島区	3,381	111,969,382	4,135	726,359,162	2,274	339,252,953	505	84,263,775
北区	2,912	102,444,892	3,403	625,889,127	867	142,104,409	58	2,819,998
荒川区	1,286	49,533,992	1,531	298,812,011	593	96,283,718	0	0
板橋区	1,708	72,330,749	2,811	565,567,019	1,445	260,004,112	172	32,377,667
練馬区	3,154	123,130,487	3,731	761,568,580	1,350	275,832,360	87	15,600,942
足立区	4,525	198,113,693	5,466	1,147,003,895	1,505	277,389,868	121	25,445,704
葛飾区	2,020	81,864,443	2,578	529,625,545	769	135,884,131	22	4,080,439
江戸川区	1,485	47,786,295	3,208	780,566,466	1,044	206,787,759	157	36,674,043

保険者名	令和元年度分		令和2年度分		令和3年度分		令和4年度分	
	減免決定世帯	減免決定額	減免決定世帯	減免決定額	減免決定世帯	減免決定額	減免決定世帯	減免決定額
八王子市	964	34,653,000	1,193	205,986,800	243	41,188,600	0	0
立川市	762	26,503,900	1,014	162,560,600	344	52,683,700	79	13,878,800
武蔵野市	349	6,504,500	419	60,864,100	124	16,130,500	0	0
三鷹市	541	9,965,000	668	104,949,700	132	18,257,200	0	0
青梅市	219	4,271,900	377	56,971,500	158	20,673,800	35	4,230,100
府中市	366	10,435,400	459	56,878,600	131	17,550,000	20	2,201,700
昭島市	159	2,793,400	180	25,698,600	42	5,731,100	8	1,614,200
調布市	634	11,031,400	838	121,890,000	201	24,678,100	9	975,000
町田市	695	14,549,149	851	144,012,892	228	34,131,423	0	0
福生市	222	4,880,800	279	39,621,200	49	6,744,300	9	1,520,100
羽村市	62	1,271,700	113	17,853,100	37	6,765,100	3	367,400
瑞穂町	25	512,800	28	4,032,000	13	1,498,300	1	163,400
あきる野	113	2,015,400	145	21,441,800	57	7,739,200	7	1,440,300
日の出町	4	69,600	8	992,500	1	162,900	0	0
檜原村	0	0	2	148,200	2	271,700	1	9,000
奥多摩町	0	0	8	578,400	6	714,700	0	0
日野市	478	10,802,700	595	81,531,600	129	16,313,900	20	3,371,300
多摩市	134	2,242,000	360	53,185,700	117	16,401,900	23	3,120,300
稲城市	365	10,805,000	421	58,396,600	101	14,201,300	18	2,593,900
国立市	30	649,000	349	51,104,600	104	14,987,700	26	2,778,300
狛江市	285	5,163,800	409	56,739,800	112	15,673,600	9	1,250,400
小金井市	462	10,017,100	668	100,076,500	395	51,627,000	0	0
国分寺市	268	4,270,100	345	42,468,700	118	13,622,300	28	3,506,300
武蔵村山	12	424,400	103	18,730,900	34	6,072,600	7	691,000
東大和市	207	3,963,700	244	41,563,400	80	12,757,300	0	0
東村山市	264	6,874,300	447	77,849,100	206	30,501,800	49	8,188,000
清瀬市	138	4,852,600	170	27,139,500	62	7,155,000	9	1,572,100
東久留米	90	2,954,200	349	51,832,800	132	17,441,700	24	4,622,700
西東京市	530	12,070,811	687	106,783,200	209	27,896,600	37	4,400,300
小平市	361	7,001,000	440	69,567,400	142	19,021,700	10	983,700
大島町	0	0	23	3,153,100	7	1,082,200	0	0
利島村	3	32,900	3	418,300	2	272,200	0	0
新島村	0	0	17	2,253,500	2	96,700	0	0
神津島村	0	0	8	1,722,200	0	0	0	0
三宅村	0	0	9	2,302,000	1	185,000	0	0
御蔵島村	0	0	0	0	0	0	0	0
八丈町	52	932,600	54	8,240,400	13	2,034,300	3	844,400
青ヶ島村	0	0	0	0	0	0	0	0
小笠原村	0	0	40	4,428,700	10	1,425,300	0	0
合計	57,071	2,033,046,959	79,037	14,768,475,370	27,335	4,598,283,986	3,239	578,727,942

令和元年度分～3年度分：令和4年3月31日時点  
令和4年度分：令和4年8月31日時点

令和3年度納付分新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免状況

(令和4年3月31日現在)

保険者名	減免決定者数	保険者名	減免決定者数
千代田区	9	小金井市	16
中央区	36	小平市	11
港区	107	日野市	20
新宿区	620	東村山市	75
文京区	388	国分寺市	21
台東区	197	国立市	26
墨田区	243	福生市	11
江東区	330	狛江市	16
品川区	129	東大和市	45
目黒区	69	清瀬市	23
大田区	110	東久留米市	31
世田谷区	312	武蔵村山市	5
渋谷区	44	多摩市	23
中野区	79	稲城市	7
杉並区	256	羽村市	5
豊島区	84	あきる野市	4
北区	400	西東京市	53
荒川区	266	市部計	915
板橋区	221	瑞穂町	2
練馬区	342	日の出町	0
足立区	366	檜原村	0
葛飾区	248	奥多摩町	0
江戸川区	242	大島町	4
区部計	5,098	利島村	0
八王子市	119	新島村	0
立川市	106	神津島村	0
武蔵野市	22	三宅村	0
三鷹市	67	御蔵島村	0
青梅市	62	八丈町	0
府中市	33	青ヶ島村	0
昭島市	14	小笠原村	0
調布市	27	町村部計	6
町田市	73	合計	6,019

令和4年度納付分新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免状況

(令和4年9月30日現在)

保険者名	減免決定者数	保険者名	減免決定者数
千代田区	1	小金井市	6
中央区	19	小平市	1
港区	18	日野市	6
新宿区	360	東村山市	29
文京区	154	国分寺市	6
台東区	27	国立市	12
墨田区	43	福生市	10
江東区	97	狛江市	2
品川区	26	東大和市	4
目黒区	14	清瀬市	5
大田区	20	東久留米市	5
世田谷区	71	武蔵村山市	2
渋谷区	25	多摩市	11
中野区	9	稲城市	0
杉並区	44	羽村市	3
豊島区	23	あきる野市	3
北区	112	西東京市	12
荒川区	9	市部計	194
板橋区	34	瑞穂町	0
練馬区	69	日の出町	0
足立区	62	檜原村	0
葛飾区	30	奥多摩町	0
江戸川区	35	大島町	0
区部計	1,302	利島村	0
八王子市	3	新島村	0
立川市	25	神津島村	0
武蔵野市	1	三宅村	0
三鷹市	3	御蔵島村	0
青梅市	8	八丈町	0
府中市	5	青ヶ島村	0
昭島市	5	小笠原村	0
調布市	4	町村部計	0
町田市	23	合計	1,496



# 新生存権裁判東京ニュース



発行：生存権裁判を支える東京連絡会

2023年2月28日



## 2月7日 11時から 東京地裁103号法廷で口頭弁論

当日は、午前10時～30分の地裁前宣伝行動に20名が参加するとともに、裁判所へ署名2,792筆（累計2万8,072筆）を提出しました。

口頭弁論傍聴者は40名でしたが、学者の意見表明に基づいた主張を行う予定の原告弁護士が電車遅延で出廷が遅れたため、次回への先送りを決めてすぐに閉廷し、非公開の進行協議に移りました。

## 午後の報告会では、展望ある報告！



衆議院議員会館内で開催された報告会には43名が参加しました。いのちのとりで全国アクションの田川さん（写真右上）は、「地裁判決では負け数が多いが、東京、大阪、横浜という大きなところで勝っており、勝ち方も高齢加算の最高裁判決の枠組みに従って判断すると違法という勝ち方になっている。3月から青森、和歌山、埼玉、奈良、大津、千葉、静岡そして高裁で初の大阪高裁と判決が目白押しの日程。これで全国30訴訟のうちの3分の2、21地裁で判決が出されることになる。大阪高裁でも原告有利の進行協議と報告があり、名古屋高裁でも『保護基準を生活保護利用者の物価指数で決めることはダメ』という論文を書いた統計専門の学者の証人尋問が決まり、引き下げを物価指数で決めた張本人の官僚を裁判所が証人として呼んでいる」「日弁連会長が厚生労働大臣と会って直談判する場が設けられる予定」で全国的にも裁判で原告有利な展開になっていると報告がありました。厚労省は最高裁まで闘うと表明していますが、もう10年も経っており、昨今の状況を受けて、いのちのとりで全国アクションでは、政治的決着も含めてなるべく早い時期に私たちが納得できるような方向性を出したいと考えているそうです。

さらに国民にいのちのとりで裁判をもっと注目してもらえるよう、全国アクションでは、3月のいくつかの地裁判決を受けた形で3月30日に国会内で記者会見、初の高裁判決が大阪で出された後の4月17日には、国会でインパクトのある集会の開催を予定しています。「全国の弁護士が協力して高裁に出す書類も良い物にしているし、絶対勝てる裁判だと思う。」と話を締めくくりました。

## 弁護士からの報告

集会には弁護士から5名が参加され、今日の進行協議の内容が報告されました。全国で原告有利の状況を反映するような話が東京の進行協議でもあったとのこと。裁判長と右陪席から「今の裁判官の体制で判決を書きたい。来年3月までに判決を書くことを想定して進行したい」との話がされるとともに、「私たちの訴訟主旨は『保護費を減らしたことを取り消せ』としているが、原告が勝訴した東京はさっさと判決に書いてある『保護費決定そのものを取り消す』という書き方に訂正してもらえないか？」という話もあったそうで、原告を勝たせたいのでは？と弁護士は感じたそうです。



今後の裁判の進行については、次回口頭弁論日が4月27日、今日できなかった学者の主張などを弁護団から行うとともに、被告側は危機感から初めて国の主張をプレゼンしたいと言ってきたとの事です。ここで概ね双方の主張は出し尽くすかなと思われま。

その次の日程は7月21日で、口頭弁論と進行協議、「もしかしたら原告の話も聞くことを裁判所は考えているかも知れない。通常では本人尋問を行うのが普通だが、裁判所から尋問ではなく、意見を言うだけの意見陳述でも良いのではないかと問われた。前の老齢加算の時には国側が反対尋問で原告に『旅行



に行っており、余裕がある』『貯金の繰り越しがある』と言わせて判決に悪用されたことがあったので、尋問がなく意見を言うだけの陳述で検討することとした。秋口には3~4名の原告の陳述が行われ、来年に判決が想定される。」「本日の口頭弁論で予定していた意見表明の内容は次の報告会でみなさんにお示ししたい」と弁護団から報告がありました。

## 原告など会場からの発言

原告副団長のAさんは、「一人暮らしの原告が67歳で昨年の暮れに亡くなった。全国の原告以外の困窮者も含めて、絶対に勝たなければならない裁判だと思っている」と発言がありました。

原告のBさんは、「何よりも物価が上がっている事が苦しい、お米や野菜をくれるという話があったが、電気やガスが止められていたらどうするのか？そういう状況になっているのに生活保護は怠け者だという人達がいる。でもその人達も生活が楽ではなく同士打ちのようなことになっている。生保受給ではなく困っている人達になんとか解ってもらいたいけどなかなか広がらない。同じ原告の中で、諦めと望みがない事で笑ってしまっている。物価の上りが激しくてみんなやけになってもうやめたいと言っている人もいる。これを何とかしないと…。私もお金がなくて止められたりしている。生活保護でも無理、根本的に無理、そういう人をなんとかなだめながらやっている。」と発言されました。

原告のCさんは、「色々なものが値上がりして、春には冬季加算もなくなり、ある意味生活保護引き下げよりキツイと感じる。絶対裁判には勝ちたいし、できるだけ事をやっていきたい。今後とも支援をお願いします。」と発言されました。

1月に連絡会開催の「裁判の争点学習会」講師に来ていただいた白井さんは、「今も国会議員のところをお願いに行ってきた。メディアが取り上げ、世論が高まれば、統計不正、物価偽装したという事で道理はこちらにあるのだから、国に裁判を諦めさせて政治的に解決できる。そういう意味でもメディアや政党への働きかけをもっとやっていく必要がある。」と激励の発言をされました。

## 最後に事務局から

「3月1日の学習会や4日に『原告を励ます集い』を開催するので、コロナで孤立化してしまった原告を励まし、東京として裁判勝利に向けてのうねりを作っていきたい。そのためにも、ぜひ参加をお願いします。」と呼びかけがありました。

「次回4月27日、84席の傍聴席を一杯にして裁判官にも世論が大きくなっていることを示していきたい。世論をもっともっと大きくするためにも署名を集めていく必要がある。口頭弁論の時に1万ずつの署名を出してきたが、ペースが落ちてきた。毎回1万位ずつ積み上げていきたい。様々発言があったように、世論の力で一刻も早く解決させるように、さらに個人、団体内でも協力を広げて欲しい。」と訴えがありました。

## 【当面の日程】

- |          |          |             |                 |
|----------|----------|-------------|-----------------|
| 第15回口頭弁論 | 4月27日(木) | 15:00開廷     | 103号法廷          |
|          | 宣伝行動:    | 14:00~14:30 |                 |
|          | 報告集会:    | 17:30~      | 衆議院第2議員会館 第2会議室 |
| 第16回口頭弁論 | 7月21日(金) | 13:30開廷     | 103号法廷          |
|          | 宣伝行動:    | 12:30~13:00 |                 |
|          | 報告集会:    | 17:30~      | 衆議院第2議員会館 予定    |
- その後2回位の日程が入り、来年3月までには判決



◆いのちのとりで全国アクションの行動予定

3月30日(木) 13時~ 衆議院第1議員会館 第4会議室

厚労省要請行動とその後記者会見 4月17日(月) 12時~ 衆議院第1議員会館 大会議室

国会行動、地元国会議員要請も計画

2013年からの史上最大の生活保護基準引下げの違法性を問い、全国30の原告団が立ち上がっている「いのちのとりで裁判」。2023年2月までに出た14の判決のうち、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎の5つの地裁で勝訴判決が言い渡され、特に直近では原告の4勝1敗と、この種の訴訟としては異例とも言える高い勝訴率となっています。

2023年3月には青森、和歌山、埼玉、4月には奈良、大津の各地裁判判決が、4月14日には大阪高裁で初の控訴審判決が予定されており、まさに佳境を迎えようとしています。

そこで、異常な生活保護バッシングを経て社会保障削減路線の転換点となった基準引下げが、司法によって何度も断罪されていることの意味、「いのちのとりで裁判」の今後を考える集会を開催します。

### スケジュール ※予定

- 12:00 開会あいさつ  
竹下義樹弁護士
  - 12:05 基調報告(裁判の現状、到達点と課題)  
小久保哲郎弁護士
  - 12:25 原告の決意と各地からの報告  
大阪、熊本、東京、横浜、宮崎ほか
  - 13:10 国会議員あいさつ・メッセージ代読
  - 13:40 共同代表リレートーク  
稲葉剛(つくろい東京ファンド代表理事)  
雨宮処凛(作家)  
井上英夫(金沢大学名誉教授)
  - 14:10 行動提起  
尾藤廣喜弁護士
  - 14:25 閉会あいさつ  
藤井克徳(いのちのとりで共同代表)
- ※企画終了後、厚生労働省前にてアピール行動を予定

### お申し込み

締切は 4月14日(金)

下記または下のQRコードからお申し込みください。

<https://forms.gle/yD5H3HdX63piZuhbA>

TELやFAXでのお申し込みは

以下までお願いします。



### お問合せ

○いのちのとりで事務局

メール inotori25@gmail.com

○全国生活と健康を守る会連合会事務局

TEL 03-3354-7431/FAX 03-3354-7435

今こそ、生活保護を  
あたりまえの権利に！  
「いのちのとりで裁判」の成果と課題

・2023年4月17日(月)

12時～14時30分

(受付開始11時30分)

・参加費無料

・ハイブリッド形式

会場；衆議院第一議員会館大会議室

オンライン；Zoom ウェビナー

## 統計学の専門家が証言

# 生活実態からかけ離れた「異常値」

3/15・16 名古屋高裁

15日に証言した鈴木雄大北海道学園大准教授は経済統計学の専門家で特に物価指数を研究されている方です。富山の西山弁護士がパワーポイントを使って質問し、厚労省がつくった生活扶助CPIでは保護世帯の可処分所得の実質的増加分を正しく測定することはできず、4.78%は実態からかけ離れた「異常値」であることを明らかにしました。

## 元厚労省課長補佐も証言

16日に証言した厚労省元課長補佐も生活扶助CPIは一般世帯の支出構成を反映したものであり生活保護利用者実態とはかけ離れたものであることを認めざるを得なくなりました。



## 安倍政権による「統計不正」



弁護団が「財政効果など」「村木社会・援護局長と保護課長が首相官邸で世耕弘成内閣官房副長官に提示した」と書かれた厚労省の「取扱嚴重注意文書」を示すと元課長補佐は「記載されていることは認め」ました。そしてこの資料が「翌年度からの生活保護基準の見直し方針について説明するために作成した資料」と聞かれると「答えられない」と否定できませんでした。鈴木准教授が「異常値」と指摘する厚労省の生活扶助CPI、まさに「統計不正」が安倍政権の指示で行われたことが明らかになりました。

## 今春で一気に決着を

## 4.17 院内集会

今春は3.24 青森・和歌山、3.29 埼玉、4.11 奈良、4.13 滋賀の5地裁に続き、4月14日には控訴審で初の判決となる大阪高裁で判決があります。

4月17日には国会で院内集会が行われます。全国のたたかいで勝って国を追い詰めましょう。

### 生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館301 愛知社保協内  
TEL052-889-6921 FAX052-889-6931



# みなさんの裁判傍聴署名協力をお願いします

## 新生存権裁判東京

ひとりなはみんなのために  
みんなはひとりのために



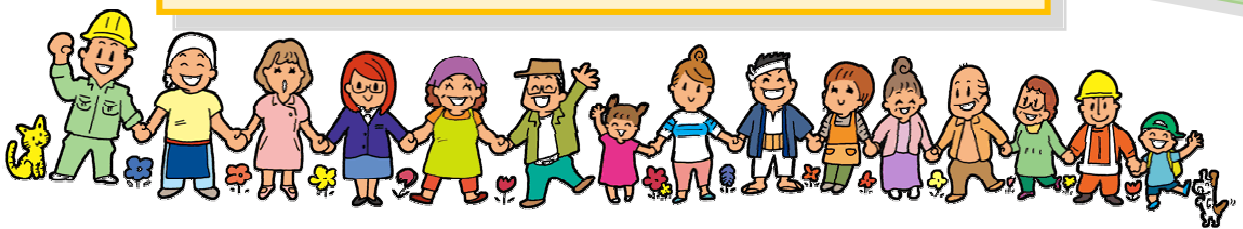
2022年10月19日、東京地裁の「はっさく訴訟」に続き、横浜地裁、宮崎地裁で原告勝訴の判決を得ました。

新生存権裁判は、全国30の訴訟がたたかわれており、現時点での地裁判決では、原告が5勝（大阪、熊本、東京、横浜、宮崎）9敗となります。

3月から5月にかけて全国7地裁と1高裁で判決言い渡しが予定されています。生存権裁判の天王山です。多くのみなさんと勝利をめざして連帯していきましょう。裁判傍聴と署名にご協力をお願い致します。

14:00~14:30 地裁前宣伝行動、署名提出  
15:00~ 103号法廷 口頭弁論傍聴  
閉廷後、報告集会会場へ移動  
17:30~19:00 報告集会  
※会場 衆議院第2議員会館第2会議室(定員40人)

原告の方には交通費が  
できます。



主催：生存権裁判を支える東京連絡会 連絡先：〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階（都生連）  
Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

## 介護給付費準備基金について

介護保険特別会計の歳入割合

1, 介護保険料 (65 歳以上)	23% (第 8 期)
2, 国庫支出金	20+5 (調整交付金) %
* 調整交付金の増減は 65 歳以上の保険料で調整	
3, 支払基金交付金 (40~64 歳保険料)	27%
4, 都道府県負担金	12.5%
5, 一般会計繰入金	12.5%

介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を介護給付費準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方とされている。

2006 年全国厚生労働関係部局長会議

介護給付費準備基金の取崩しについて

介護給付費準備基金については、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えており（注）、当該基金を有している保険者においては、第 3 期介護保険事業計画の策定に当たり、その適正な水準について検討し、当該水準を超える額の取崩しについて十分検討されたい。

（注）介護保険制度は、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としており、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けることができること、また、被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること等から介護給付費準備基金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えている。

介護給付費準備基金 7期から8期 自治体調査

2023.2 東京社保協

行政区	介護保険料標準月額	介護給付費準備基金残高		うち8期繰入額	繰入有無の理由	介護保険料標準月額	
		2018年度	2019年度			2020年度	第7期
千代田区	5,400	300,822,261	300,825,259	300,828,316	保険料の上昇抑制に充てるため。	5,300	5,400
中央区	5,920	886,185,000	1,038,327,000	1,140,565,000	未定	5,920	5,920
港区	6,245	773,589,807	1,059,536,241	1,244,564,658	介護保険料上昇の抑制を図るため	6,245	6,245
新宿区	6,400	1,971,043,468	1,897,428,190	1,665,582,259	次期保険料基準額の抑制のため	6,200	6,400
文京区	6,017	1,277,548,880	1,583,447,121	1,826,047,057		6,017	6,017
台東区	6,440	1,112,638,052	1,201,718,580	1,175,832,412		6,142	6,442
墨田区	6,390	1,291,945,782	1,597,735,264	1,706,357,519	第1号被保険者の負担軽減を図るため。	6,480	6,390
江東区	5,800	3,771,807,302	3,985,018,302	4,000,130,303	残高を8期に繰り入れする、との意味がよくわかりません。取り崩しの意味であれば上記のとおり、8期3か月で20億円を取り崩すことにより、介護保険料基準額を500円引き下げています。	5,400	5,800
品川区	6,100	1,722,482,157	1,625,889,681	1,473,668,279	介護保険料の上昇抑制のため	5,600	6,100
目黒区	6,200	1,111,345,545	1,837,875,028	2,065,907,599	第8期介護保険料の算定の際に基金を一部取り崩すこととして、介護保険料の軽減を図っている。	6,240	6,200
大田区	6,000	4,232,633,662	4,503,196,857	5,323,878,287	第8期保険料基準額は第8期を通じて、介護給付費準備基金を繰り入れることで、第7期を据え置く保険料としております。	6,000	6,000
世田谷区	6,180	5,584,536,841	6,971,949,841	9,444,174,841	別紙参照(第8期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 P71-P72)	6,450	6,180
渋谷区	5,960	792,102,265	1,488,198,510	1,489,081,996	未定のため後日回答	5,960	5,960
中野区	5,725	2,765,948,786	2,812,666,171	2,909,132,318	基金を一部繰り入れし、保険料を7期から8期にかけて据え置いた	5,726	5,726
杉並区	6,200	3,237,292,072	3,505,685,072	4,060,972,072	第8期においても引き続き介護給付費準備基金として運用し、第8期中の財政的均衡を維持するため。	6,200	6,200
豊島区	6,200	1,974,167,590	2,232,759,958	2,448,007,667		6,090	6,200
北区	6,114	1,619,387,000	2,243,323,000	2,725,402,000	保険料軽減のため	6,117	6,117

介護給付費準備基金 7期から8期 自治体調査

2023.2 東京社保協

行政区	介護保険料標準月額	介護給付費準備基金残高			うち8期繰入額	繰入有無の理由	介護保険料標準月額	
		2018年度	2019年度	2020年度			第7期	第8期
荒川区	6,480	1,381,819,813	1,396,441,596	1,221,561,647	616,000,000	第7期末の基金残高のうち、約半分である605,000,000を保険料引き下げの財源として活用し、残りを財政運営の安定化に充てたため。	5,980	6,480
板橋区	6,040	未公表	未公表	未公表	2,500,000,000	介護保険料上昇抑制のため	5,933	6,033
練馬区	6,600	3,000,000,000	3,500,000,000	4,100,000,000	2,400,000,000	第8期保険料の軽減に活用するため	6,470	6,600
足立区	6,760	4,243,603,362	3,624,002,144	3,949,121,724	4,000,000,000	第8期の介護保険料額を抑制するため、計画期間3年間で残額全てを繰り入れる計画としている。	6,580	6,760
葛飾区	6,710	2,408,398,146	2,754,636,160	2,689,486,703	2,689,486,703	第8期保険料を抑制するため	6,400	6,710
江戸川区	5,900				3,164,110,000	第8期介護保険料の上昇抑制のために活用。基準額の保険料を100円単位としているため、これ以上の額を投入しても、5900円から下げることができないため、全額繰り入れにはなっていない。	5,400	5,900
八王子市	5,750	3,774,622,453	3,790,933,990	3,816,560,902		令和3年度は保険給付費が想定より伸びなかったことで、基金の繰入を行う必要がなかった。	5,408	5,750
立川市	5,880	903,735,586	1,033,441,302	1,154,652,354	1,154,652,354	介護保険料を抑制するため。	5,880	5,880
武蔵野市	6,240	684,562,630	917,867,648	1,041,599,648	712,381,816	○新型コロナウイルス感染症による経済的影響を加味し、基準額を第7期と同額に据え置くために繰り入れを実施。 ○ただし、2025年、2040年を見据えた計画的な基金運用も必要であることから、一部額の繰入にとどめた。	6,240	6,240
三鷹市	5,900	807,532,040	787,718,830	735,706,803	520,198,000	介護保険料の上昇を抑制するとともに、事情により基金による対応を要する事態になった場合に備えるため、一部繰り入れとした。	5,750	5,900
青梅市	5,300	876,903,000	897,759,000	779,116,000	436,000,000	第7期末(令和2年度)の基金残額は7億7,800万円。第8期の3か年で4億3,600万円の取り崩しを行い、第8期の最終基金残額は3億4,200万円を想定しています。	5,000	5,300
府中市	5,995	1,007,188,471	1,082,854,471	920,092,471	920,092,471		5,708	5,992



介護給付費準備基金 7期から8期 自治体調査

2023.2 東京社保協

行政区	介護保険料標準月額	介護給付費準備基金残高			うち8期繰入額	繰入有無の理由	介護保険料標準月額	
		2018年度	2019年度	2020年度			第7期	第8期
昭島市	6,280	783,702,010	85,362,624,800	791,594,155	590,000,000	第8期中の保険料額をできるだけ低く設定するため一定額を繰り入れた。一方で、将来を見据えた中で、基金に残高を残すことで、第9期の急激な像を避けるための判断をした。	6,050	6,280
調布市	5,900	916,605,010	1,164,048,136	1,337,199,333	1,064,000,000	第8期の保険料の上昇を抑制するため、上記の額を繰り入れることを想定し、保険料を設定。	5,600	5,900
町田市	5,750	2,724,352,381	2,738,941,073	2,518,404,056	≒1,500,000,000	介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を軽減しました。また、介護保険財政の安定運営のため、一定額を残しました。	5,450	5,750
小金井市	5,600	506,515,671	403,585,185	386,425,118	329,600,000	第8期介護保険料基準の上昇抑制のため	5,400	5,600
小平市	5,800	1,188,284,597	1,136,617,610	994,698,721	994,698,721		5,300	5,800
日野市	6,115	744,995,246	706,747,622	656,575,057	30,000,000	保険料収入で賄うよう計画したため、8期については、7期よりも取り崩し額を抑えた。	5,480	6,115
栗村山市							5,750	5,750
国分寺市	5,916	569,975,000	761,909,000	944,947,000	944,947,000	約2億円を基金から取り崩して保険料に充当することで、基準月額保険料を第7期と同額に据え置きとした。	5,917	5,917
国立市	6,185	380,354,260	458,859,281	495,671,960	350,000,000	保険料で運用するにあたり、基金からの繰入をしないと資金不足が生じる見込みであるため。	6,025	6,183
福生市					250,000,000		5,900	6,125
狛江市	6,250	333,069,000	394,487,000	395,941,000	395,941,000		5,950	6,250
東大和市	5,300	868,383,229	809,460,125	756,432,808	756,432,808	介護保険料の上昇を抑えるため	5,200	5,300
清瀬市	6,187	497,114,000	560,837,000	597,331,000	450,000,000	第8期における介護保険料の上昇を抑制すべく、準備基金の繰入をした。また、第9期以降も増加する予測の下、一部の繰入とした。	5,825	6,183
東久留米市							5,400	5,900
武蔵村山市							5,392	5,533
多摩市							4,808	5,200

介護給付費準備基金 7期から8期 自治体調査

2023.2 東京社保協

行政区	介護保険料標準月額	介護給付費準備基金残高			うち8期繰入額	繰入有無の理由	介護保険料標準月額	
		2018年度	2019年度	2020年度			第7期	第8期
稲城市	5,400	993,830,446	1,096,745,784	1,190,550,293	398,000,000	介護保険料負担の軽減を図るため	5,200	5,400
羽村市							4,800	5,100
あきる野市	5,750	437,172,736	434,319,196	323,996,196	160,000,000	第8期以降の、介護給付の伸びがあった場合に、介護保険料の急激な上昇のならないよう、それに備えるため。	5,200	5,750
西東京市	6,058	818,001,693	874,611,268	1,095,809,269	1,095,809,269		6,367	6,050
瑞穂町	5,550	272,214,193	326,635,193	366,570,193	19,000,000	令和3年度基金からの繰入無し、介護給付費の支出額が見込みに達しなかったため。	5,550	5,550
日の出町	5,500	120,877,727	202,109,727	206,778,076	93,500,000		5,500	5,500
檜原村							6,300	7,900
奥多摩町	6,780	37,215,038	37,215,038	36,216,038	1,150,000	施設入所者の急増から給付費が増加傾向であり、これに伴う保険料の不足が懸念されたため	6,300	6,783
太田町	5,700	85,964,018	89,215,845	89,224,789	488,908,366		5,400	5,700
利島村							7,500	7,900
新島村							6,200	7,300
神津島村	6,500	3,425,000	4,660,000	5,057,000		繰り入れを要しなかったため	6,500	6,500
三宅村	5,850	23,174,878	26,946,878	34,997,878	7,400,000	将来的に介護保険料が上がった時に備え、第8期は一部を繰り入れする予定。	5,832	5,850
御蔵島村							4,800	4,800
八丈町	5,931	15,530,277	20,581,051	33,712,826		残額をすべて繰り入れる見込みで基準額を設定しているが、年度ごとの状況に応じて繰り入れる予定であり、8期当初での繰り入れは行っていない。	5,883	5,925
青ヶ島村							8,700	9,800
小笠原村							3,374	3,374

## 2023年度自治体別 国保料(税)率調査

自治体名	医療分				後期高齢支援分				介護給付分				2023年度			運営協議 会日程	議会審議 日程	備考
	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	値上げ	据え置き	引き下げ			
千代田区	7.30			37,800	1.98			11,500	1.22			16,100						
中央区	7.16			42,100	2.28			13,200	1.98			16,600						
港区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.02			16,600						
新宿区	7.17			45,000	2.42			15,100	1.75			16,200	○			3月11日	3月20日	3/13に福祉健康委員会
文京区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.09			16,600						
台東区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.18			16,600						
墨田区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.14			16,600						
江東区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.31			16,600						
品川区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.44			16,600						
目黒区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.10			16,600						
大田区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.29			16,600						
世田谷区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.38			16,600						
渋谷区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.23			16,600						
中野区	7.58			40,200	2.36			12,300	2.17			17,700						
杉並区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.20			16,600						
豊島区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.31			16,600						
北区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.39			16,600						
荒川区	7.16			42,100	2.28			13,200	1.91			16,600						
板橋区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.43			16,600						
練馬区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.43			16,600						
足立区	7.17			45,000	2.42			15,100	2.23			16,200	○			2月24日		被保険者2人の委員が、区に「高額所得者にもっと負担を」「検討過程の議論にも参加させるべき」と異議を唱え、日本共産党委員含め4人?ほど反対。
葛飾区	7.16			42,100	2.28			13,200	2.29			16,600						
江戸川区	8.00			47,100	2.76			16,200	2.58			17,700	○					
八王子市	7.29			43,000	2.38			13,600	2.28			16,700	○			1月19日	3月16日	6年連続値上げ。激変緩和と言いながら過去最高。
立川市	6.58			32,100	2.24			11,700	1.69			14,500		○				4年連続据え置き
武蔵野市	5.10			27,400	1.95			10,600	1.65			12,900		○				
三鷹市	5.30			28,000	2.00			11,200	1.50			13,000	○					
青梅市	6.00			30,600	1.95			11,200	1.85			12,200		○				
府中市	4.75			23,720	1.48			7,440	1.55			9,840		○				値上げ案に対して委員会で値上げするなどの意見が出されて据え置きに
昭島市	5.60			27,500	2.25			11,500	1.70			14,500		○				7年連続据え置き
調布市	5.25			27,600	1.88			9,800	1.66			11,400	○					
町田市	6.25			36,500	2.09			12,100	1.94			14,600	○			1月26日		

赤字が地域社保協からの23年度の報告  
黒字は前年度数値

## 2023年度自治体別 国保料(税)率調査

自治体名	医療分				後期高齢支援分				介護給付分				2023年度			運営協議 会日程	議会審議 日程	備考
	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	平等割 (円)	均等割 (円)	値上げ	据え置き	引き下げ			
小金井市	6.04			26,000	2.05			13,000	2.00			15,000						
小平市	5.68			25,700	2.08			11,600	1.61			15,300		○				22年度に続き据え置き
日野市	5.40			30,600	1.70			10,500	1.70			13,200	○					
東村山市	6.00			36,800	2.05			12,400	2.05			15,400		○				
国分寺市	4.90			28,000	1.51			12,000	1.13			14,000	○					値上げ案に対して運協でもっと値上げすべきと意見が出された
国立市	5.50			20,000	1.80			10,000	1.85			11,000		○				3年連続据え置き
福生市	5.00			27,000	2.17			12,800	1.73			13,500		○				
狛江市	5.51			27,200	1.92			11,000	1.79			13,300		○				
東大和市	7.07			35,400	2.35			11,500	2.30			13,600	○					6年連続値上げ
清瀬市	5.48			28,000	1.87			10,000	1.90			13,000						
東久留米市	5.52			34,700	2.15			12,900	1.88			14,400	○					
武蔵村山市	5.91			32,700	1.83			12,500	1.76			13,000	○					
多摩市	5.59			28,200	1.82			11,600	1.62			11,800		○				
稲城市	5.16			34,100	1.19			8,300	2.19			13,100						
羽村市	6.09			25,800	2.24			10,700	2.10			12,800		○				
あきる野市	5.79			30,000	2.08			11,400	1.97			13,500	○			1月20日		2023年度
西東京市	5.41			31,600	1.68			6,500	1.64			14,300		○				
瑞穂町	5.36			26,000	1.51			8,500	1.55			15,000						
日の出町	5.23			30,100	1.93			11,000	1.64			11,500						
檜原村	4.70			22,000	1.40			8,300	1.40			11,300						
奥多摩町	5.60			28,100	1.90			10,500	1.85			12,000						
大島町	6.00		19,000	19,500	2.00		4,300	7,200	2.00		5,200	9,000						
利島村	2.81			16,000	2.12			12,000	1.64			12,200						
新島村	5.30			24,000	1.60			9,000	1.30			11,500						
神津島村	4.69	14.57	8,600	26,300	2.26	3.45	1,900	14,000	1.89	3.41	2,800	17,600						
三宅村	6.15			33,000	2.20			12,000	1.52			11,400						
御蔵島村	3.00	39.50	19,750	8,300	1.05	15.50	4,000	4,700	0.61	16.44	4,700	7,900						
八丈町	6.50		14,200	20,100	2.80		7,000	7,000	2.30		4,000	11,600						
青ヶ島村	5.00	65.00	23,000	23,000	0.40	9.00	10,000	10,000	0.40	11.00	10,000	10,000						
小笠原村	4.50	35.00	22,600	7,800	1.50	15.00	10,000	6,400	1.40	11.00	10,000	10,000						

# 東京都後期高齢者医療広域連合 運営会議委員公募要項

東京都後期高齢者医療広域連合運営会議は、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」と称します。）の適切な運営を目的として設置する会議体です。運営会議の委員として会議に出席し、ご意見等をいただく公募委員を下記のとおり募集します。

## ■ 公募の人数

2名

## ■ 委員の任期

令和5年7月から2年間(予定)

## ■ 業務の内容

委員として会議に出席し、以下のような議題について意見を述べていただきます。会議は原則として、年3～4回程度、平日に東京区政会館(東京都千代田区飯田橋3-5-1)を会場として行います。

- (1) 広域連合が策定する計画に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の保険料に関すること。
- (3) 高齢者保健事業その他後期高齢者医療の事務・事業に関すること。
- (4) その他広域連合の運営上の重要事項に関すること。

## ■ 応募の資格

令和5年4月1日現在で東京都内に住所を有する満18歳以上の方

## ■ 応募の方法

以下の書類を、書留郵便もしくは電子メールにより、お送りいただくようお願いします。（お送りいただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。）

なお応募用紙（1号様式）と小論文（2号様式）は、当広域連合のホームページからダウンロードしていただくか、応募・問合せ先に書式を請求していただくようお願いします。

### (1) 応募用紙（1号様式）

※住所は令和5年4月1日時点のものをご記載ください。

### (2) 「後期高齢者医療制度のこれから」に言及した小論文（2号様式）

※参考までに以下のキーワードをお示しします。

（このキーワードを必ず使用する必要はありません。）

- |              |           |             |
|--------------|-----------|-------------|
| ・ 被保険者の健康づくり | ・ 医療費の適正化 | ・ 医療保険財政の運営 |
| ・ 保険料の負担     | ・ 情報化の推進  |             |

※文字数は800~1,000字まででお願いします。

## ■ 応募の期間

令和5年3月13日（月曜日）～令和5年4月17日（月曜日）（必着）

## ■ 選考の方法

以下により選考を行います。なお、第一次選考、第二次選考の実施時期は応募の状況により変更することがあります。

	実施時期
第一次選考 (書類選考)	令和5年4月18日（火曜日）から5月上旬（予定）
第二次選考 (面接)	令和5年5月中旬から6月上旬（予定）までの間のいずれかの日

※第二次選考の実施の時期及び場所等については、第一次選考の合格者に別途通知します。

## ■ 報酬及び費用弁償

東京都後期高齢者医療広域連合附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。金額は会議への出席1回あたり、報酬10,000円(源泉徴収前)と交通費相当額です。

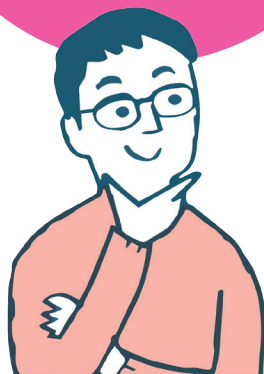
## ■ 応募・問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合  
東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館16階  
電話03-3222-4505  
FAX03-3222-4500  
メール [kanrika@tokyo-kouiki.jp](mailto:kanrika@tokyo-kouiki.jp)

『社会保障』  
2023年5月号  
(初夏号)は

新キャラも  
登場!  
第2弾

# 社会保障 入門テキスト



「社会保障入門テキスト」は、隔月刊『社会保障』（中央社保協発行）の2021年秋号として、若い世代向けに「社会保障とは何かを分かりやすく解説する」ことをコンセプトに作成。現在、運動を進めるための学習資料として全国で活躍中です。第2弾はマンガや動画を取り入れるなど、新しい挑戦も盛りだくさん！テキスト作成チームのメンバーから、その魅力を紹介します。

ココが  
オススメ!

## 冒頭にはマンガも掲載 労働者視点からの「社会保障」座談会も

**曾根:**テキスト作成にあたり行った若い世代とのフリートークの中で、「運動に参加したくなるテキストを」との声が多く、第2弾はそこにこだわって作成しました。

**久保田:**今回は、第1弾からのアドバイザーである村田隆史先生（京都府立大学）に加え、長友薫輝先生（佛敎大学）と井口克郎先生（神戸大学）にも参加していただきました。

**曾根:**第3章では、全労連の小畑雅子議長と若い労働組合員たちに、「社会保障とは何か?」「社会を変えるにはど

うしたらいいか」をテーマに語り合ってもらいました。

**久保田:**今回は冒頭にマンガも掲載しました！ストーリーについてはテキストチームでたくさん議論したよね（笑）。少しでも楽しんで読んでもらえたらうれしいです。あわせて、関連動画も作成しました。これまでにない新しいテキストです。ぜひ、全国の職場、団体で活用してください！

セット購入も  
受付中!



### 久保田 直生

2019年より全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)勤務。医療生協さいたま出身。中央社保協運営委員。無差別・平等の医療と福祉の実現を目指して、さまざまな運動に取り組んでいます。

### 曾根 貴子

2012年全国保険医団体連合会(保団連)入局。中央社保協運営委員。母親の闘病経験から、お金の心配なく安心して医療を受けられる社会の実現を目指して、国会要請行動や社会保険改悪を知らせる解説リーフ作成などに携わっています。

中央社会保障推進協議会(中央社保協)



# 隔月刊「社会保障」初夏号・入門テキスト第2弾

## 各団体・各県社保協での購読と活用をお願い

中央社会保障推進協議会

事務局長 林 信悟

各地・各分野での日々のご奮闘に敬意を表します。

「社会保障入門テキスト」は、隔月刊『社会保障』（中央社保協発行）の2021年秋号として、若い世代向けに「社会保障とは何かを分かりやすく解説する」ことをコンセプトに作成しました。社会保障についての学習資料として全国で好評となり第2弾の作成に至りました。第2弾はマンガや動画を取り入れるなど、テキスト作成チームのメンバーから魅力を紹介しています。各団体、県社保協からの注文をよろしくお願ひします。

### 「社会保障入門テキスト」第2弾 〈目次〉

- |   |  |
|---|--|
| <b>1章</b> はじめに<br>私たちは、なぜ社会保障運動に取り組むのか？<br>～編集委員の思い～        | <b>4章</b> 現場からの報告<br>ケア労働アクション／無料低額診療の現場から／<br>「もう一人保育士を」の運動／若者も高齢者も安心<br>できる年金制度に／自治体キャラバンの取り組みから |
| <b>2章</b> 社会保障の意義<br>——その原理・原則と社会保障運動<br>神戸大学准教授 井口 克郎      | <b>5章</b> 人権としての社会保障とは？<br>——現在の「改革」の本質を知り、対抗を<br>京都府立大学准教授 村田 隆史                                  |
| <b>3章</b> 座談会<br>知って「変えたい！ 社会を変えよう！」の力に<br>——全労連議長と労働者が語り合う | 「高齢者優遇論」は本当か？<br>——高齢期の社会保障を考える<br>佛教大学准教授 長友 薫輝   |

### 記

- ① 「社会保障入門テキスト」を活用した学習会を、職場、地域で各団体、労働組合と共同で検討してください。
- ② 「地域社保協」の結成、再建、強化に向けた取り組みの中で「社会保障入門テキスト」を積極的に活用ください。
- ③ 役員数、加盟組織数など、「社会保障入門テキスト」の積極的な普及にご協力ください。
- ④ 社会保障誌の定期購読を合わせてご検討ください。

印刷の関係で、4月18日（火）までに中央社保協まで申し込み数をお送りください。

以上

■社会保障誌「社会保障入門テキスト第2弾」(No.508 初夏号)申し込み数

( )部

記入団体・社保協名

---

送付先

---

連絡先<電話番号>

---

※申し込み締め切り 4月18日(火)

※このアドレスへ返信ください。 ([K25@shahokyo.jp](mailto:K25@shahokyo.jp))

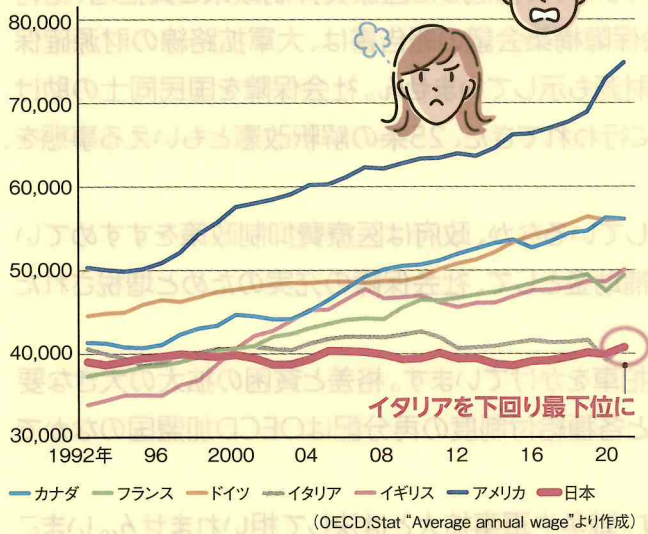
# いのち・暮らし・社会保障を圧迫する 政府の失政に今こそNOを!



## 日本の平均賃金は30年間で上がらず G7では何と最下位!

しかも止まらない物価上昇で、2022年11月の実質賃金(給与から物価変動分を差し引いたもの)は8年半ぶりに3.8%マイナスと大幅減に!

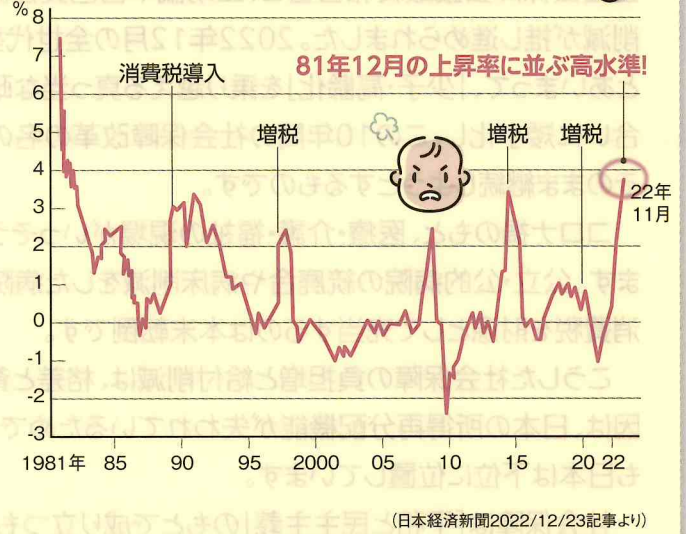
■G7平均年間賃金の推移(米ドル換算)



## 物価の上昇率は41年ぶりの 高水準で暮らしを直撃!

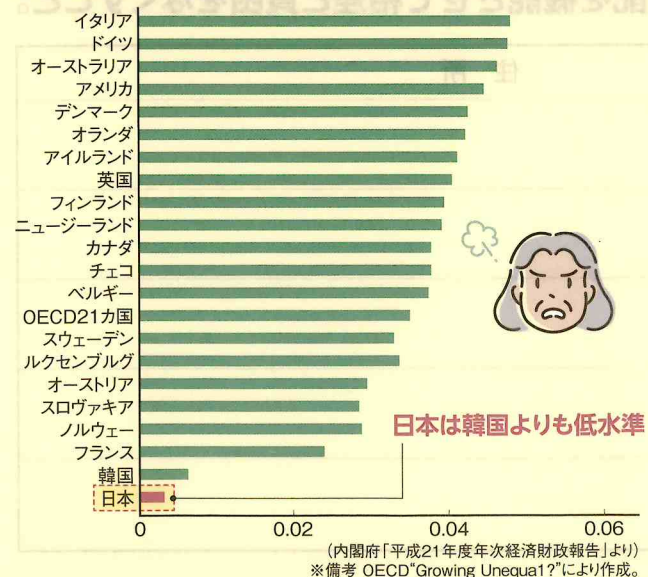
消費税の導入時や増税時を上回る伸び率に!暮らしに欠かせない食料品やエネルギーの価格を直撃!

■消費者物価上昇の推移(前年同月比、生鮮食品を除く)



## 所得の高い人に多く税負担してもらおう 「税による所得再分配」で、 日本はOECD中最下位。 だから格差はなくなる!

■再分配効果の国際比較 我が国の再分配効果は国際的に見ても低い



## 軍事費は5年で43兆円に大幅増! しわ寄せで圧迫される社会保障

軍事費は2027年度にGDP(国内総生産)比2%に拡大。しかも、憲法違反の「敵基地攻撃能力」導入を軸とした大軍拡です。

■5年間の軍事費総額(中期防衛力整備計画)は  
1.5倍以上に拡大!



一方、社会保障費は、高齢化などで本来増えるはずの「自然増」の伸びが圧縮。75歳以上の医療費窓口負担が増えるなど、しわ寄せは弱者に向けられます。

## 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名

多くの労働者の賃金はこの30年ものあいだ、全く上がっていません。アベノミクスの失政により日本経済は行き詰まり、物価は高騰する一方です。そのうえ、大軍拡のための増税案まで示されています。軍備増強のための増税には多くの国民が反対しています。「軍事費よりも私たちのいのち・暮らし優先の政治を」これが国民の願いです。国民にいつそう厳しい生活をさせておきながら、「社会保障を削って軍事のためにお金を出せ」というのはあまりに愚策です。このまま大軍拡路線を突き進めば、際限ない社会保障費の抑制と削減、人権侵害と、社会保障理念の否定がひろがります。

この間、2012年の社会保障制度改革推進法、13年の社会保障制度改革国民会議報告書、20年の全世代型社会保障会議最終報告書と、三助論や自己責任論がふりまかれ、徹底した医療費抑制政策と負担増、給付削減が推し進められました。2022年12月の全世代型社会保障構築会議の報告書は、大軍拡路線の財源確保とあいまって、「少子・高齢化」を乗り越える真つ当な政策も財源も示していません。社会保障を国民同士の助け合いに矮小化し、この10年間の社会保障改革の名のもとに行われてきた、25条の解釈改憲ともいえる事態を、そのまま継続しようとするものです。

コロナ禍のもと、医療・介護・福祉の現場がいつそう逼迫しているなか、政府は医療費抑制政策をすすめています。公立・公的病院の統廃合や病床削減をした病院への補助金として、社会保障の充実のためと増税された消費税を財源として充当するのは本末転倒です。

こうした社会保障の負担増と給付削減は、格差と貧困に拍車をかけています。格差と貧困の拡大の大きな要因は、日本の所得再分配機能が失われているためです。税と各種給付制度の再分配はOECD加盟国のなかでも日本は下位に位置しています。

社会保障は「平和と民主主義」のもとで成り立つものです。戦争や軍事拡大とは決して相いれません。いまこそ、憲法改悪を許さず、憲法に保障された人権としての社会保障実現を目指し、社会保障が本来もつ所得再分配の役割が機能する公正な社会への転換を求めます。

### 〔請願項目〕

1. 軍事費の拡大ではなく社会保障に係る国民負担を軽減し、医療・介護・福祉・年金・教育・子育て・生活保護などの社会保障を拡充すること。
2. 大企業と富裕層への課税を強化し、所得再分配を機能させて格差と貧困をなくすこと。

氏名	住所

事務連絡 22-25号

2023年2月25日

## 「中央社保協 介護・障害者部会 3.29 厚生労働交渉」

## 「介護保険制度の改善を求める 5.22 請願署名提出行動」

### 署名の集約と厚生労働省交渉および提出行動への参加のお願い

中央社会保障推進協議会

事務局長 林 信悟

今回の介護保険制度の見直しは、介護保険始まって以来の大改悪と言われ、そこに新型コロナ、物価高騰による電気代などの光熱費の負担が加わり、これまで以上に「保険あって介護なし」の事態が広がり介護を受ける人も働く人も事業者も更なる困難をもたらします。

介護・障害者部会では、3月に厚生労働省交渉を行うとともに、5月に介護保険制度の改善を求める請願署名の提出行動を行うこととしました。これ以上の介護改悪を許さないたたかいをさらに広げていくために、署名の更なる積み上げと集約をお願いいたします。

5月の提出行動で、介護保険制度の改善を求める請願署名は終了となります。

#### 記

#### 1. 中央社保協 介護・障害者部会 3.29 厚生労働省交渉

- 日時 2023年3月29日(水) 14時30分からを予定。
- 場所 参議院議員会館(予定) 介護・障害者部会を中心に  
オンラインの場合:【ZOOM】ミーティング ID: 973 0585 1453 パスコード: 766308  
➤ 全国各地からの参加をぜひご検討ください。
- 交渉前に12時15分からの国会行動の場で報告議員への署名提出を行います。

#### 2. 介護保険制度の改善を求める 5.22 請願署名集会

- 日時 2023年5月22日(月) 10時30分から12時00分
- 会場 衆議院第二議員会館・多目的会議室(定員141人)  
➤ 集会後、紹介議員への署名提出行動を行いますのでご協力をお願いします。  
➤ 【youtube】<https://youtube.com/live/HNSbsNxYEm8?feature=share>  
➤ 中央社保協のホームページからも動画が見れます。

[介護保険制度の改善を求める 5.22 請願署名提出集会 - 中央社保協 \(shahokyo.jp\)](https://shahokyo.jp)

- ◇ 介護保険制度の改善を求める請願署名は今回の提出行動で終了となります。今集会で新たな署名の提起も行う予定です。広い会場を用意いたしましたので可能な方は現地参加をご検討ください。
- ◇ 署名の集約は中央社保協へ**5月15日(月)までに集約**をお願いします。1000筆づつの束で集約していただくと大変助かります。

以上

## 介護保険制度に関する要請書

- ・公益社団法人認知症の人と家族の会
- ・21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
- ・いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉の会
- ・守ろう！介護保険制度・市民の会
- ・全国労働組合総連合
- ・全日本民主医療機関連合会
- ・中央社会保障推進協議会

介護保険は施行から22年を経過しましたが、必要な介護サービスが利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもと、経営難が続いており、コロナ禍がこうした事態をいっそう加速させています。それに加え、急激な物価上昇が施設の経営や介護労働者の生活悪化につながっています。介護利用者、介護事業所、介護従事者が直面している困難の早急な打開と介護保険制度の立て直しを図るため、財政のあり方など抜本的な改善が急務となっています。

低所得者層の増加や介護利用者を複数抱える世帯なども深刻な問題です。介護に係る経済的な心配を無くし、必要な時に必要な介護サービスが利用、提供できる介護保険制度の改善を私たちは求めています。

つきましては、統一地方選挙に立候補されるにあたり、私たちが求めている以下の要求項目を公約として掲げるとともに、地方議会での積極的な議論などをお願いします。

### 記

1. 介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げ、介護保険料、利用料、食費・居住費などの国民負担の軽減を図ること。
2. 介護保険の自己負担を原則2割負担にしないこと。また、2割負担、3割負担となる対象者の拡大をしないこと。
3. 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。
4. ケアマネジメントの利用者負担導入（ケアプラン作成の有料化）をしないこと。
5. 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。
6. 福祉用具貸与を買い取り制度に変更しないこと。



世田谷区議会議長 様

## 介護保険利用者 2 割負担の対象拡大を行わないよう 国に意見書の提出を求める陳情（案）

世田谷区社会保障推進協議会 会長 内山祥隆  
連絡先 東京土建世田谷支部内  
世田谷上馬 5-34-16 TEL03-3413-3020

### 【陳情の趣旨】

2024 年度介護保険制度改定は、2022 年 12 月末まで結論がでず、引き続き検討となっています。今年の夏までに結論を出すとされた事項の中に、利用者 2 割負担の対象拡大があります。現在、利用者の 9 割以上が 1 割負担で、2 割負担は 4.6%、3 割負担は 3.6%（2022 年 7 月時点）です。

1 割負担は、単身者で年金・その他の年収 280 万円未満、65 歳以上夫婦世帯で 346 万円未満です。一概に比較はできませんが、後期高齢者医療（75 歳以上）の 2 割負担は、単身者で年収 200 万円以上とされ、全体の 20%を占めます。

介護保険には、軽度から重度まで、要支援 1・2、要介護 1～5 の 7 段階があります。介護度によって介護サービスを 1 割から 3 割負担で利用できる金額の上限が決められています。1 割負担で上限までサービスを利用している方が 2 割負担になると、要介護 1 の場合、年間約 22 万 9 千円の自己負担が約 45 万 8 千円に、要介護 2 以上の方は、高額介護サービス費制度により、月額 4 万 4400 円以上が払い戻されるとしても、年間約 53 万 3 千円の自己負担となります。

2 割負担になることで、必要な介護サービスが利用できず、尊厳ある生活が保てなくなったり、介護負担が増加し、家族が追いつめられることが危惧されます。以上により次のように陳情します。

### 【陳情項目】

1. 介護保険利用者 2 割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書を上げること。

氏 名	住 所



世田谷区議会議員の皆様へ

「介護保険利用者2割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書を提出してください。

**私の意見**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

世田谷区議会議員の皆様へ

「介護保険利用者2割負担の対象拡大を行わないよう国に意見書を提出してください。

**私の意見**

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」について

公開日 2023 年 03 月 01 日



東京保険医協会が呼びかけた保険医・歯科保険医 274 人は 2023 年 2 月 22 日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」第一次原告団を結成し、国を相手に東京地方裁判所に提訴しました。同日、原告団代表の須田昭夫東京保険医協会会長と弁護団代表の喜田村洋一弁護士（ミネルバ法律事務所）ら、役員・弁護団 8 人は司法記者クラブと厚生労働記者会で記者会見を行いました。

東京保険医協会が呼びかけた保険医・歯科保険医 274 人は 2023 年 2 月 22 日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」第一次原告団を結成し、国を相手に東京地方裁判所に提訴しました。同日、原告団代表の須田昭夫東京保険医協会会長と弁護団代表の喜田村洋一弁護士（ミネルバ法律事務所）ら、役員・弁護団 8 人は司法記者クラブと厚生労働記者会で記者会見を行いました。

### 記者会見の概要

須田昭夫会長は、オンライン資格確認（以下、オン資）義務化に伴い、廃業を決定・検討している医師がいる現状を踏まえ、地域医療にとって大きな損失であり、医療の本質とかかわりのない資格確認の方法によって廃業に追い込まれることがあってはならないと指摘した。義務化を定めた療養担当規則が違憲・違法であることが判明したため、提訴を決断したと述べた。

2 月 5 日時点のマイナンバーカードの交付枚数が約 7,630 万枚（人口比 60.6%）、健康保険証としての利用登録が 4,526 万 1,226 枚（カード交付枚数に対する割合 59.3%）であることから、マイナンバーカードによるオン資等システムは未完成であり、患者の大半に普及しているとは言えない状況にあると指摘した。医科診療所における資格確認方法の累計（2023 年 1 月分）は、保険証 2,289 万 7,396 件、マイナンバーカード 38 万 511 件であり、マイナカードによる件数は保険証による件数の約 1.7%にしか過ぎない。このような医療現場の実態を踏まえ、義務化の不当性を訴えた。

また、ランサムウェアなどのコンピューターウイルスによる医療機関への攻撃が相次いでいる現状から、オンライン資格確認システムを利用しインターネット回線に接続することにより、カルテ情報等の漏洩の危険が生じているとした。その上で、患者の個人情報を守ることができなくなり、医師の守秘義務がないがしろにされている点を指摘した。政府が進める「医療 DX」はオンライン資格確認システムを「全国医療情報プラットフォーム」の基盤としており、患者の医療情報を国が収集・管理しようとしている。本当に医療を良くするための政策なのか疑問があるとした。

弁護団は、請求の趣旨の概要を説明し、オンライン資格確認義務化の違憲・違法性を訴えた。

#### (1) 健康保険法による委任の範囲の逸脱

健康保険法 70 条 1 項が、厚生労働省令（療養担当規則）に委任しているのは、「療養の給付」であり、被保険者の「資格確認」方法については委任の内容に含まれていない。健康保険法の委任がないにもかかわらず、保険医療機関に対して省令でオンライン資格確認を義務づけているのは、憲法 41 条に違反し、違法かつ無効なものであると指摘した。

また、仮に健康保険法からの委任があると解釈しても、改正後療養担当規則は健康保険法の委任の範囲を逸脱してオンライン資格確認を義務化するものであり違法であると主張した。

#### (2) 原告らの医療活動の自由に対する権利侵害

保険医である原告らの医療活動は、職業活動の自由（憲法 22 条 1 項）という側面だけでなく、国民の生命・

健康を支える点で国民の生存権（憲法 25 条）にも深く関連している。また、療養の給付や資格確認をどのように行うかということは患者のプライバシー権（憲法 13 条）とも密接に関連する。このように、保険医である原告らの医療活動は、単なる職業活動の自由にとどまらない、国民の生命・身体・財産等の権利保障を含む憲法上の権利であるとし、オンライン資格確認の義務化は、このような原告らの憲法上の権利を侵害しており、違憲・無効であると指摘した。

記者会見にはマスコミ約 20 社が出席し、活発な質疑応答が行われた。

（東京保険医協会HPより）

しんぶん赤旗→

2023年3月20日（月曜日） 【総合】 (10)



東京保険医協会の須田昭夫会長

# 医療機関に経済的負担

## 提訴の医師語る

マイナンバーカードの健康保険証化に対応させるため、厚生労働省が医療機関に4月からオンライン資格確認を導入するよう義務化しています。これに対して、都内で開業する医師274人が、法律上の義務がないことを確認する訴えを東京地裁に起こしました。その思いとは――。

（羅藤敬佑）

「オンライン資格確認 法に『罰』を突きつけたシステムの義務化は、国い。そう語るのは、原告会無視、憲法違反も甚だの一人、須田昭夫さんです。今回の提訴は、須田さん

## オンライン確認 義務化違法

んが会長を務める東京保険医協会の会員らが2月22日に起こしました。

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの健康保険証を使ってオンラインで資格情報を確認することです。厚労省は昨年8月24日、医療機関向けの説明会で、オンライン資格確認システムを導入しない病院や診療所は規則に違反するとして、保険医療機関指定の取り消し事由となりうる」と説明しています。

**廃業検討も多ク**

須田さんは「導入には、作業費だけでもおおよそ70万円かかります。国の補助金は40万円程度。超えた分は医療機関の負担です。運用に必要な光

ファイバーのランニングコストはすべて医療機関持ち。小規模な医療機関には大きな負担です」と指摘します。導入を前に廃業を検討する開業医も少なくないといえます。

さらに、医師らを悩ませているのはマイナンバーカードとオンライン資格確認システムによって、同意を得た患者の医療情報をすべて知ることができるようになる点です。厚労省は、このことをシステム導入の「売切り」として強調しています。

## 患者情報がつつぬけ 信頼関係維持できぬ



心臓血管外科医の 佐藤一樹さん

**守秘義務と矛盾**

須田さんは「患者さん」

「医師には、患者の情報を漏らしてはいけないという大原則があります。このシステムの義務化は、医師の規範に反します。訴訟を通じ、そのことを明らかにしたい」

原告で心臓血管外科医の佐藤一樹さん

中央社会保障推進協議会 2023年3月8日 22-50号  
110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医労連会館 5階  
電話 03-5808-5344 FAX03-5808-5345  
メール k25@shahokyo.jp  
HP <https://shahokyo.jp/>

## 3月7日、保険証廃止法案が国会提出 抗議と法案撤回求める声をあげよう

3月7日、健康保険証の廃止を含むデジタル2法案が国会に提出されました。公的医療保険に関わる法令では、保険料を支払っている被保険者に対して保険者が保険証を発行することを「義務付け」ています。保険者の責任で保険証があまねく国民に届けられることは、国民皆保険制度の大前提です。保険証の廃止により、保険料を支払っている者でも申請漏れなどにより「無保険」となる者が続出することは必至です。命に関わる医療を迅速・確実に保障している保険証を申請方式で運用することは、国・保険者の責任放棄です。

保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものです。この春、全国で保険証廃止法案の撤回を求める大運動を強めていきましょう。

### 「保険証廃止やめて」オンライン署名 2万筆を突破！怒りの声が続出

マイナ連絡会、保団連、中央社保協3者の「保険証廃止やめてオンライン署名」は、保険証廃止の閣議決定に抗議するTwitterデモに拡散され2万筆を突破。怒りの声が続出しています。国会請願署名とあわせて3月23日に提出します（3月15日必着でお願いします）

緊急Twitterデモ  
& 国会前アクション  
3月10日(金)12時スタート

#保険証廃止法案  
の撤回を

3月7日、健康保険証の廃止を含む、デジタル2法案が国会に提出されました。

保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものです。私たちは保険証廃止法案の撤回を強く求めます。

保険証廃止やめてオンライン署名にご協力を  
<https://chnp.it/5fRzCqKRcy>



3月10日、保険証廃止法案提出に抗議する緊急Twitterデモ & 国会アクションへ！人でも多く参加を呼びかけてください

保険証廃止法案が国会提出される事態を受け、マイナ連絡会、保団連、社保協3者は3月10日の街頭宣伝を、国会前抗議行動に切り替え緊急Twitterデモ & 国会前アクションを実施します。1人でも多く参加を呼びかけて下さい。

全国から保険証廃止法案の撤回を求める抗議の声を集中しましょう。

## (1) マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等について

- 市町村の窓口に来庁して申請を行う**特急発行・交付**について、発行期間の短縮に加え、カードの発行主体であるJ-LISから申請者に直接送付することで、**申請から1週間以内（最短5日）で交付できる**新たな仕組みを創設し、**2024年秋までに**、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者（約150万枚/年）を含め、合計約**360万枚/年**（約1万枚/日）まで対応できる体制を構築する。

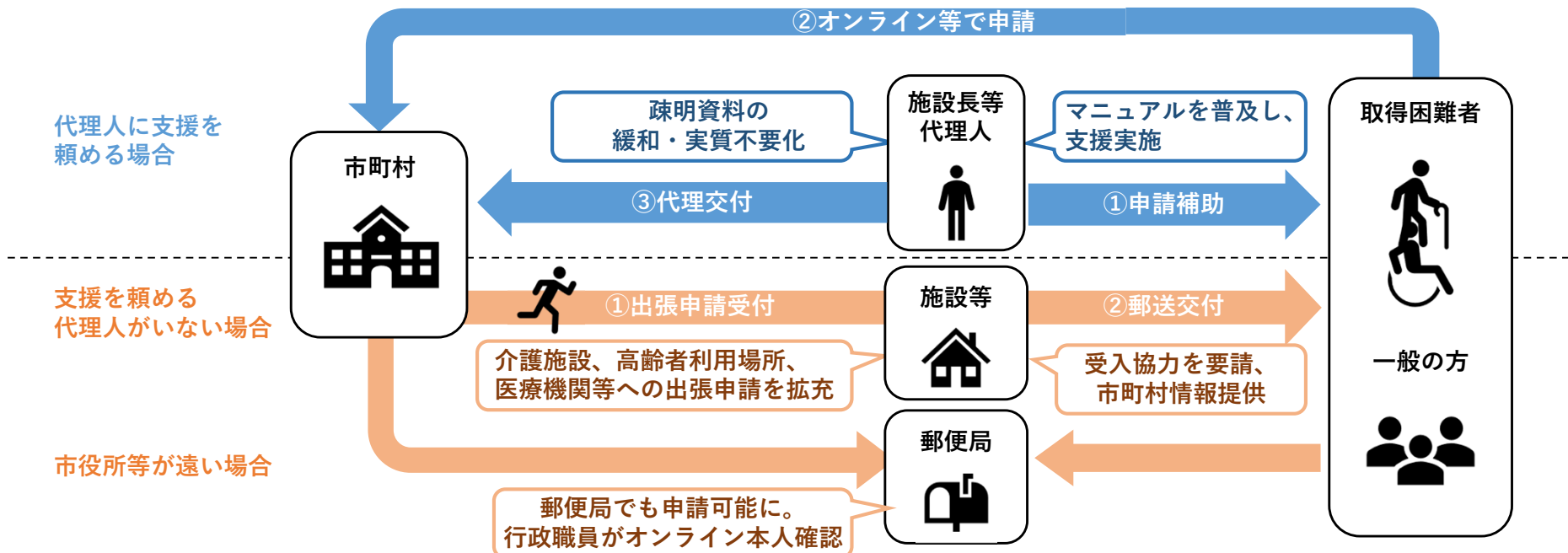
## (2) マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について

- 役所に出向くことが困難であるとして**代理交付の活用ができるケース**について、従来より幅広く**拡充・明確化**する。あわせて、困難であることを示す「**疎明資料**」について、入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう**緩和**するとともに、**困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75歳以上のご高齢の方）には実質不要**とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう、本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。
- 来年度、施設職員や支援団体等に、申請・代理交付等の支援の協力を要請する。**その際、本来業務に配慮した**マニュアルを作成・普及**するとともに、申請のとりまとめや代理での受け取り等に対する**助成**を行う。
- 知的障害者など暗証番号の設定**に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、**暗証番号の取扱いについて検討**する。また、**写真の撮影ルール**についても、障害等の事情に応じ柔軟に対応することを本年度中に改めて周知する。

## 中間とりまとめ 主な事項②

### (3) 市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制強化の対応

- 介護福祉施設等の高齢者が利用しやすい場所や保険証を活用する現場である医療機関等での出張申請を本年度から推進する。
- 来年度、施設等に出張申請受け入れの協力を要請し、希望する施設等の情報をとりまとめ市町村に提供する。
- 上記に加え、市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請と市町村による本人確認を行えるようにし、発行されたカードを郵送で住民に届けられるようにする。



## 中間とりまとめ 主な事項③

### (4) マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない場合の取扱い

- 健康保険証の廃止に合わせて、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方等については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された**資格確認書（基本は紙）を提供する。**

（具体例）

- ・ マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
  - ・ 介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者
  - ・ ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合 など
- ・ 発行済みの健康保険証を1年間有効とみなす経過措置を設ける。
  - ・ 資格確認書は、本人の申請に基づき書面又は電磁的方法により、保険者より速やかに提供する。
  - ・ 資格確認書の有効期間は、1年を限度として各保険者が設定することとする。様式は国が定める。

※ 資格確認書の発行は、現行の保険証と同様、無償。

※ これまでの診療記録などデータに基づくより良い医療を可能となることや、診療報酬による患者負担の差があることなど、マイナンバーカードを保険証として利用することの意義・メリットをわかりやすく伝える。

### (5) 保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応

- オンライン資格確認等システムについて、**保険者の迅速かつ正確なデータ登録**が確保される方策（保険者によるデータ登録（5日以内）の義務付け（事業主から保険者への届出（5日以内）と合わせて計10日以内）、資格取得届出における個人番号等の記載義務を法令上明確化等）を検討する。

# マイナンバーカードと健康保険証の一体化

## 資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者（※1）が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
  - （※1）マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
  - （※2）資格確認書の有効期間は、1年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。
  - （※3）保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できることとする。（経過措置）
- 発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

## 特別療養費の支給の通知の仕組みの整備 【国民健康保険法等】

- 健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止する。
- 長期にわたる保険料滞納者（※5）に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととする。
  - （※4）現在のオンライン資格確認の仕組みでも、医療機関・薬局では、特別療養費の対象者かどうかを確認できる。保険証の廃止後は、特別療養費の対象者は、被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカード又は資格確認書（特別療養費の対象者である旨を記載）を提示して受診。
  - （※5）長期にわたる保険証滞納者とは、市町村が納付の勧奨、納付相談の実施等により保険料の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）なく、保険料を原則1年以上滞納している滞納者。事前通知の仕組みでも、現行の被保険者資格証明書と同様、機械的な運用を行うことなく、保険料の納付に資する取組や特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することを周知予定。

- 見直しの時期：令和6年秋を予定



地域社保協調査報告書

2023.3.20現在

番号	社保協名	郵送日	mail 込 付	回答日	記入	22年度云 費	20年度回答	19年度回答
1	千代田	2月2日	2月3日			-		
2	中央	2月2日	2月3日			-		○
3	港	2月2日	2月3日			○	○	○
4	新宿	2月2日	2月3日			○	○	○
5	文京	2月2日	2月3日			○	○	○
6	台東	2月2日	2月3日			○		
7	墨田	2月2日	2月3日			○	○	○
8	江東	2月2日	2月3日	2月6日		○	○	○
9	品川	2月2日	2月3日				○	○
10	目黒	2月2日	2月3日			○	○	○
11	大田	2月2日	2月3日			○	○	○
12	世田谷	2月2日	2月3日			○	○	○
13	渋谷	2月2日	2月3日	3月2日		○	○	○
14	中野	2月2日	2月3日				○	○
15	杉並	2月2日	2月3日			○	○	
16	豊島	2月2日	2月3日			○		
17	北	2月2日	2月3日	3月2日		○	○	○
18	荒川	2月2日	2月3日			○		○
19	板橋	2月2日	2月3日	2月16日		○	○	
20	練馬	2月2日	2月3日			○	○	○
21	足立	2月2日	2月3日			○	○	○
22	葛飾	2月2日	2月3日			○	○	○
23	江戸川	2月2日	2月3日			○	○	○
24	八王子	2月2日	2月3日			○	○	○
25	立川	2月2日	2月3日			○		○
26	武蔵野	2月2日	2月3日			-		
27	三鷹	2月2日	2月3日					
28	府中	2月2日	2月3日			○	○	○
29	昭島	2月2日	2月3日			○		
30	調布	2月2日	2月3日	2月8日		○	○	○
31	町田	2月2日	2月3日	2月16日		○	○	○
32	小金井	2月2日	2月3日			○		○
33	小平	2月2日	2月3日	2月13日		○	○	○
34	日野	2月2日	2月3日			○	○	○
35	東村山	2月2日	2月3日			○	○	
36	国分寺	2月2日	2月3日			○		
37	国立	2月2日	2月3日					○
38	狛江	2月2日	2月3日	2月5日		○	○	○
39	村山・大和	2月2日	2月3日				○	○
40	清瀬	2月2日	2月3日			○	○	○
41	東久留米	2月2日	2月3日	2月4日		○	○	○
42	多摩	2月2日	2月3日	2月7日		○	○	○
43	稲城	2月2日	2月3日			-		
44	西東京	2月2日	2月3日			○	○	○
45	西多摩	2月2日	2月3日			○	○	○
合計		45	45	10	0	36	32	34

62自治体中

\* 他はメール送付

送付45地域社保協

# 第53回東京社保協総会

加盟各団体から必ずご参加くださるようお願いいたします。

**日時** 2023年5月13日(土) 10時～16時(予定)

**場所** けんせつプラザ東京とオンライン **ZOOM併用**



## タイムテーブル (予定)

10:00 開会

10:05 学習講演1 **寺尾正之** 公益財団法人 日本医療総合研究所 **さん**

**医療・介護・福祉いっせいで改定に向けての運動**



12:00 昼食休憩 (各自でお願いします。近隣にコンビニ、飲食店あり)

13:00 学習講演2 **末延渥史** 都政問題研究家 **さん**

**東京都政の現状と改革の展望**

14:00 総会

第52期のまとめ・決算・会計監査報告、第53期方針・予算  
各地域、団体の活動経験交流と討論

16:00 閉会



参加申込の締め切りは5月10日(水)です。裏面申込書でお申込みください。

お問合せは、☎03-5395-3165 東京社保協事務局まで

# 第53回東京社保協総会 参加申込書

2023年 月 日

締め切りは5月10日です。下記いずれかの方法でお申込み下さい。

オンライン参加の方へは、開催日前日までに資料とZOOM情報をメール送付します。

1、下記URL または QRコードからの申込み。

URL: <https://forms.gle/NfJUUpD6CFa2tPBZo9>

参加申込QRコード



2、E-mail または Faxからの申込み。  
ご記入の上、下記送付先に送付ください。

●お名前 \_\_\_\_\_ 他 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

●ご所属など \_\_\_\_\_

●電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

●ご参加形態  会場参加 ・  Zoom参加 (チェックしてください)  
\*会場はコロナ感染状況によっては人数制限することがあります。  
ZOOM参加の方はメールアドレスを必ず記載ください。

●メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

●コメントなどあれば、記載ください。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

準備の都合上、5月10日までにお申込み下さい。

**送付先**

**F A X : 03-3946-6823**

**E-mail: syahokyo.tokyo@gmail.com**

お問合せは、  
東京社保協事務局 Tel 03-5395-3165 まで

2023年3月24日

《団体名》 御中

東京社会保障推進協議会  
会 長 吉田 章  
東京都豊島区南大塚 2-33-10  
〒170-0005 東京労働会館 6階  
TEL (5395) 3165 fax(3946)6823

## 東京社保協 第53期役員推薦のお願い

日頃より、平和と社会保障の充実や住民要求実現のためご奮闘されていることに敬意を表します。また、東京社会保障推進協議会へのご支援、ご協力に感謝申し上げます。

さて、東京社保協は、第53回総会を2023年5月13日（土）に開催を予定致しております。つきましては、貴組織から第52期同様に役員を派遣していただけますよう、ご検討をよろしくお願い致します。

### 記

#### 東京社保協第53期役員

役 職 名	お 名 前
《役職名 1》	
《役職名 2》	
《役職名 3》	

\* 役職名に記載がある役員の派遣をお願い致します。

お名前をご記入頂き、4月末日までに下記東京社保協までご返送ください。

E-mail : syahokyo.tokyo@gmail.com か Fax : 03-3946-6823

お問合せ先 : Tel 03-5395-3165 窪田まで